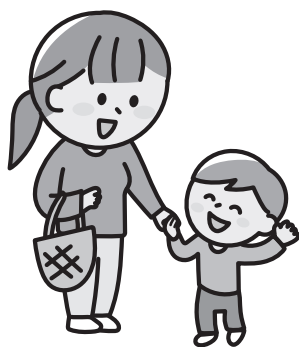


桂川町こども計画

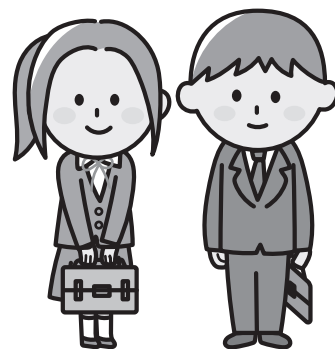
みんなで応援 すくすく桂川っ子

～ 親と子、若者、すべての笑顔があふれるまち“けいせん” ～



令和7年3月

桂川町



はじめに



桂川町の未来を担う大切なこども・若者の成長を支えるために、私たちが一丸となって取り組むべき課題がございます。それは、こども・若者が安心して暮らし、学び、遊ぶことのできる環境を整えることです。

本町は、自然豊かな環境と温かい地域のつながりを誇る町です。この地域の特徴を活かし、こども・若者が健やかに成長できるよう、教育の充実や福祉の向上に力を注いでまいります。

本町の「こども計画」では、「みんなで応援 すくすく桂川っ子 ～親子、若者、すべての笑顔があふれるまち“けいせん”～」を基本理念に、こどもたち一人ひとりが夢を描き、その実現に向けて歩んでいけるよう、教育の質の向上、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現、また地域の絆を深める取組を進めていきます。

さらに、地域の皆様の協力と参加があってこそ、この計画は実現できるものと考えています。保護者の皆様、地域の皆様、そして行政が力を合わせて、こどもたちを見守り、支えていくことが大切です。

本町は、こどもたちが大きな夢を持ち、どんな困難にも立ち向かう力を育む場所であり続けたいと考えています。そのために、私たち一人ひとりができることを積み重ね、地域全体でこどもたちの成長を支えていきましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査、こども・若者に関する実態把握調査やパブリックコメント等を通じてご意見・ご協力をいただきました関係機関や町民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

今後とも、こどもたちが健やかに育ち、素晴らしい未来を切り開くことができるよう、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

桂川町長 井上 利一

目次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格と位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	4
5. 計画の策定体制.....	4
(1) 桂川町子ども計画策定に向けたアンケート調査.....	4
(2) 桂川町子ども・子育て会議.....	4
(3) こども・若者座談会.....	4
(4) パブリック・コメントの実施.....	4

第2章 桂川町のこども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯数の動向.....	5
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移.....	5
(2) 総世帯数の推移.....	7
(3) ひとり親世帯の推移.....	7
(4) 出生の動向.....	8
(5) 女性の就労状況.....	8
2. 教育・保育施設の状況.....	9
(1) 保育所.....	9
(2) 幼稚園.....	9
(3) 小規模保育事業所.....	10
(4) 小・中学校.....	11
3. ニーズ調査結果からみたこども・若者の状況.....	12
(1) 調査の目的.....	12
(2) 調査設計.....	12
(3) 回収結果.....	12
(4) 調査結果.....	13
4. こども・若者座談会の結果.....	25
(1) 目的.....	25
(2) 座談会の対象者.....	25
(3) 開催日時.....	25
(4) 座談会の方法.....	25
(5) インタビュー項目.....	25
(6) 調査結果.....	26
5. 桂川町のこども・若者をめぐる課題の整理.....	36

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念.....	40
2. 基本目標.....	41

第2部 各論

第1章 施策の展開

1. こどもの権利擁護.....	43
(1) こどもの権利に関する理解促進.....	44
(2) こどもの人権擁護.....	44
2. こどもを健やかに産み育てるための支援体制の整備.....	45
(1) 安心して妊娠、出産できる環境の整備.....	45
(2) 親子の健康の確保.....	46
(3) 食育の推進.....	46
(4) 子育て支援サービスの充実.....	47
(5) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し.....	47
(6) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進.....	48
(7) 経済的負担の軽減.....	48
(8) 相談体制、情報提供の充実.....	49
3. こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の整備.....	50
(1) 保育サービスの充実.....	50
(2) 学童保育所（放課後児童クラブ）の充実.....	51
(3) 就学前教育の振興.....	51
(4) 教育環境及び青少年健全育成の推進.....	52
(5) 家庭の教育力の向上.....	53
(6) 思春期の保健対策.....	53
4. 配慮を要するこども・家庭への支援.....	54
(1) ヤングケアラーへの支援.....	54
(2) 児童虐待防止対策の充実.....	55
(3) ひとり親家庭等の自立支援.....	56
(4) こどもの貧困対策.....	56
(5) いじめ防止.....	57
(6) 不登校への取組.....	58
(7) 障がいのあるこどもが居る家庭への支援.....	59
5. こども・若者の自立と社会参加の支援.....	60
(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実.....	60
(2) 就業環境の整備.....	60
(3) 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援.....	61
(4) 悩みや不安を抱える若者への相談体制整備.....	61

6. こども・若者を地域全体で支える環境づくり	62
(1) 子育てを支える地域環境の形成	62
(2) こどもの安全の確保	63
(3) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備	63
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	64
(5) こどもの居場所づくり	64

第2章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策

(子ども・子育て支援事業計画)

1. 教育・保育提供区域の設定及び認定区分について	65
(1) 教育・保育提供区域の設定	65
(2) 認定区分	66
2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策	67
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	70
(1) 利用者支援事業	70
(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	71
(3) 妊婦健康診査（桂川町妊婦健康診査）	71
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（桂川町乳児家庭全戸訪問事業）	72
(5) 養育支援訪問事業	72
(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （桂川町子どもネットワーク会議）	73
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	74
(8) ファミリー・サポート・センター事業	75
(9) - 1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	76
(9) - 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）	76
(10) 延長保育事業	77
(11) 病児保育事業	77
(12) 放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）	78
(13) 妊婦等包括相談支援事業	78
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	79
(15) 産後ケア事業	80
(16) 子育て世帯訪問支援事業	80
(17) 児童育成支援拠点事業	81
(18) 親子関係形成支援事業	82
(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	82
(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	82

第3章 計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の構築.....	83
(1) こども施策推進体制の構築.....	83
(2) 行政組織機構の再編成.....	83
(3) 起債並びに国及び県補助事業の活用.....	83
2. 関係機関との連携.....	83
3. 計画の達成状況の点検・評価.....	83
4. 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	84

第3部 資料編

1. 子どもの権利条約（抄訳）.....	85
2. こども・若者の意見聴取の取組.....	87
(1) ビジョナリーシティこども会議.....	87
(2) 嘉飯桂未来塾.....	92
(3) 「桂川町の未来」学習報告会.....	94
3. 計画策定の経緯.....	96
4. 関連法令等.....	97
(1) こども基本法.....	97
(2) 子ども・子育て支援法（抜粋）.....	102
(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律.....	106
(4) 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）.....	110
(5) 桂川町子ども・子育て会議条例.....	114
5. 桂川町子ども・子育て会議委員名簿.....	116

「こども」の表記について

こども基本法の理念では、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」と表記しています。

これに則り、本計画でも特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いています。

【特別な場合の例】

- ①法的に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法 など）
- ②固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名）
- ③他の語との関係で「こども」以外の語を用いる必要がある場合（子供期・現役期・高齢期のライフサイクル など）

第1部 総論



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加などが懸念されています。国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとなりました。

本町においても、これまで地域の子育て支援として「桂川町次世代育成支援対策行動計画」や、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う「桂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども子育て支援に関する取組を進めてきました。今回「第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）の計画期間終了に伴い、新たな「第3期桂川町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7～11年度）を策定するとともに、「こども基本法」に示された市町村こども計画を一体的に策定し、桂川町のこども・若者を取りまく様々な課題に対応していきます。

■近年の子育て支援に関する施策■

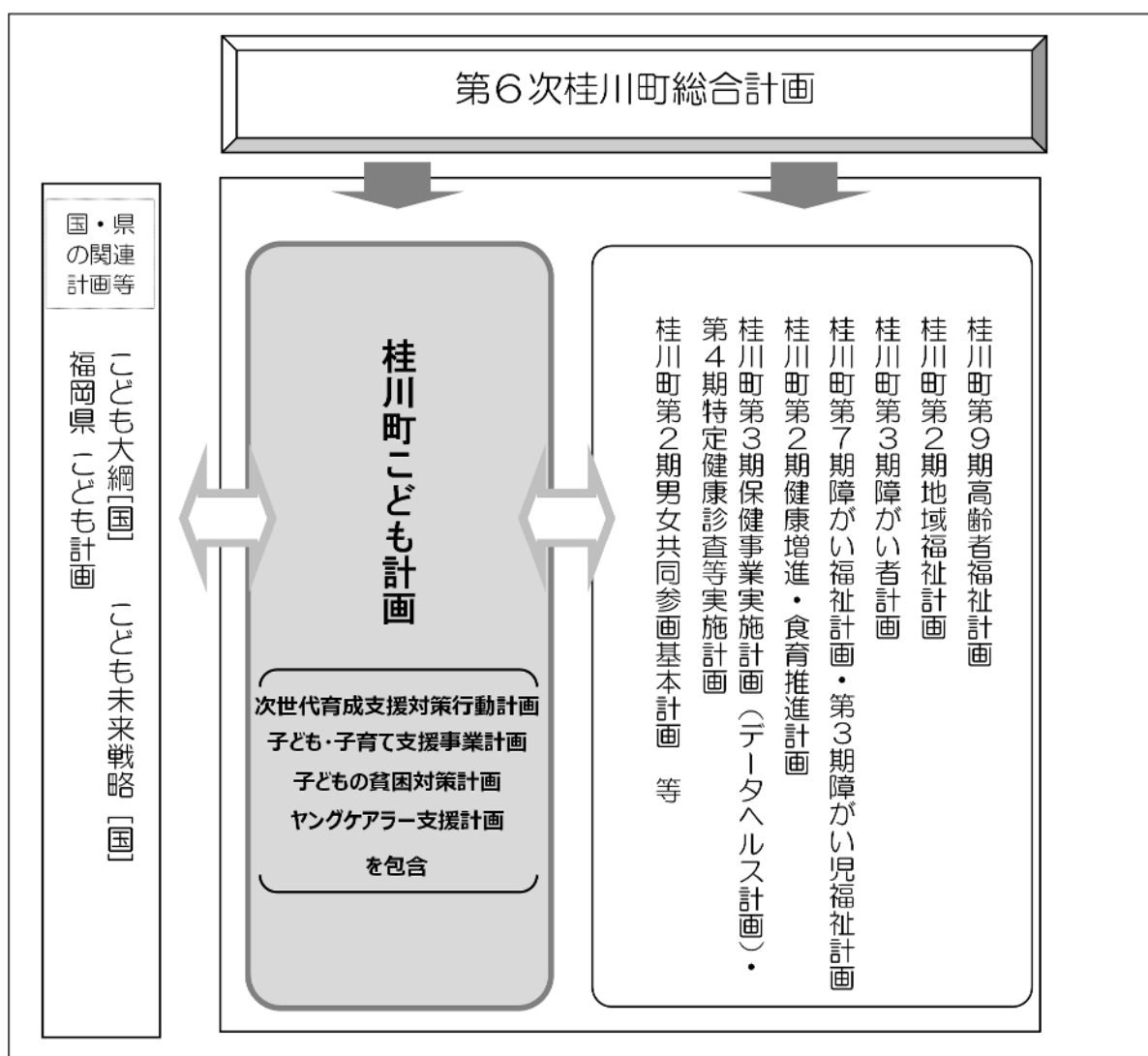
年	月	国の施策	桂川町の取組
平成6年 (1994年)	12月	エンゼルプラン+緊急保育対策等5か年計画	
平成7年 (1995年)	3月		
平成11年 (1999年)	12月	少子化対策推進基本方針、新エンゼルプラン	
平成12年 (2000年)	3月		
平成15年 (2003年)	7月	次世代育成支援対策推進法 施行	
平成17年 (2005年)	3月		桂川町次世代育成支援対策行動計画(前期)
平成22年 (2010年)	3月		桂川町次世代育成支援対策行動計画(後期)
平成24年 (2012年)	8月	子ども・子育て支援法等 子ども・子育て関連 3法 制定	
平成27年 (2015年)	3月		桂川町子ども・子育て支援事業計画
	4月	子ども・子育て支援新制度 施行 次世代育成支援対策法 延長 (平成37年3月31日まで)	
令和2年 (2020年)	3月		第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画
令和4年 (2022年)	6月	こども基本法 成立	
令和5年 (2023年)	4月	こども家庭庁 発足 こども基本法 施行	
	12月	こども大綱 閣議決定 こども未来戦略 閣議決定	
令和6年 (2024年)	5月	次世代育成支援対策法 再延長 (令和17年3月31日まで)	
	6月	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 成立	

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、「こども基本法」（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び県計画を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定します。

また、「子ども・子育て支援法」（第61条）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策を示します。

なお本計画は、「第6次桂川町総合計画」（令和3～12年度）を上位計画として、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年間を計画期間とします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画					(一体的に策定)				
					桂川町こども計画				
					見直し・策定				

4. 計画の対象

本計画の対象となるのは、生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳に至るまでの子ども・青少年とその家族、18～39歳の若者とします。

5. 計画の策定体制

(1) 桂川町こども計画策定に向けたアンケート調査

計画の策定に先立ち、子ども・子育て支援事業に関する事業量を見込むため、また子どもとその保護者、18～39歳までの若者の意識と実態を把握するために実施しました。

(2) 桂川町子ども・子育て会議

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき「桂川町子ども・子育て会議」を設置し、こども計画の内容や、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の事業量見込みや提供体制のあり方について審議を行いました。

(3) こども・若者座談会

計画の策定にあたり、町内の子ども・若者が日頃どのような生活を送り、どのような考え方をもっているか、町や学校はどのような支援ができるか、こども・若者の声を計画に反映させるための「こども・若者座談会」を実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

令和7年1月20日から2月3日にかけて、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、住民の皆様からの意見の反映に努めています。

第2章 桂川町のこども・子育てを取り巻く現状

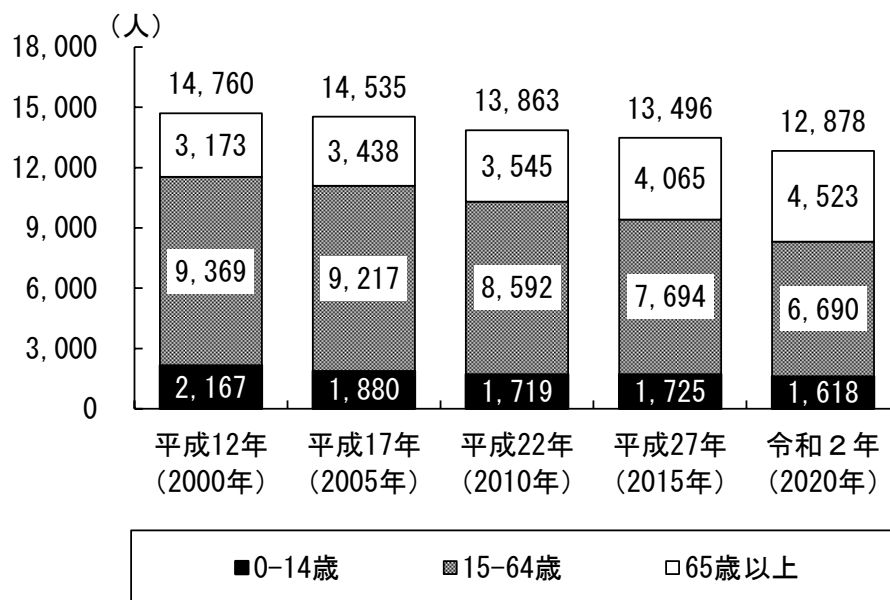
1. 人口・世帯数の動向

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口について国勢調査による推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、一貫して減少傾向にあります。

年齢3区分別でみた場合、0-14歳の年少人口は全体に減少傾向、15-64歳の生産年齢人口は一貫して減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

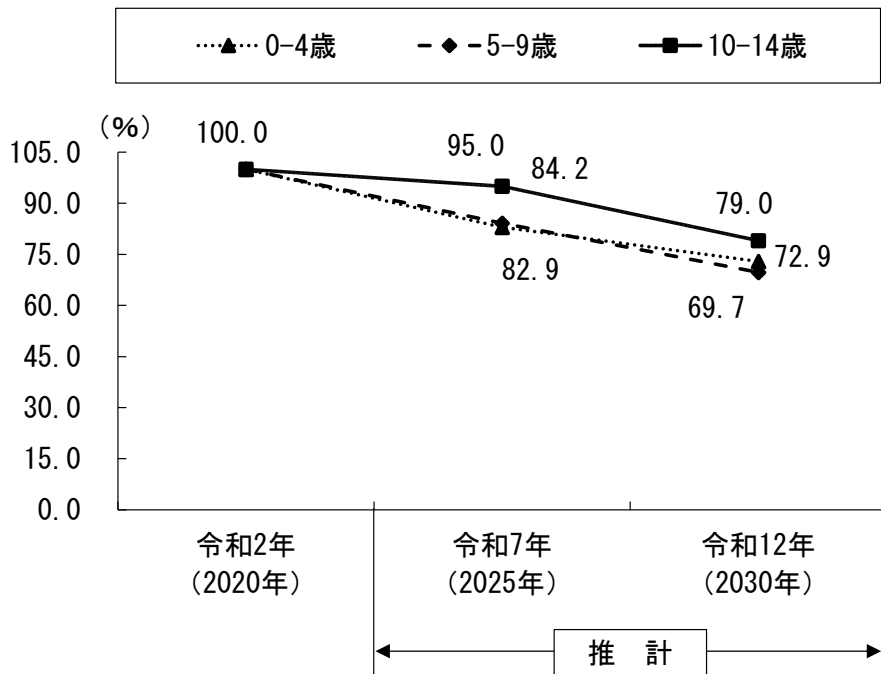
■ 総人口・年齢区分別人口の推移 ■



資料：国勢調査

住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法※による推計結果からは、本町の年少人口の中では、特に5-9歳の減少率が大きくなることが予想されます。

■年少人口の推移■



資料：コーホート変化率法

(単位：人・%)

	実績	推計		令和2年を100とした伸び率		
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
0-4歳	469	389	342	100.0	82.9	72.9
5-9歳	568	478	396	100.0	84.2	69.7
10-14歳	581	552	459	100.0	95.0	79.0

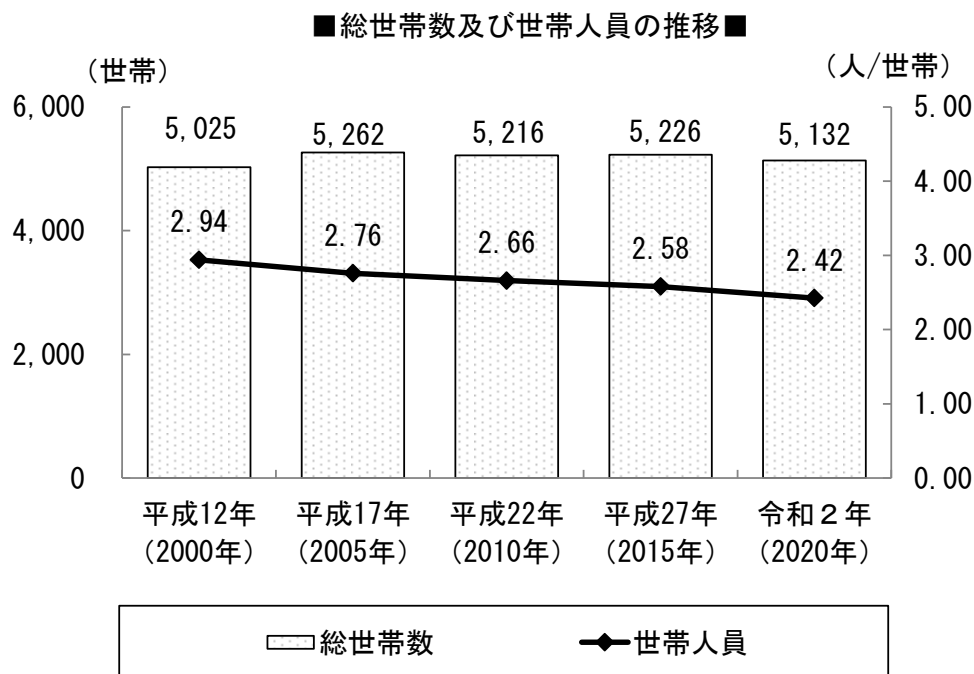
※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から一定期間における人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 総世帯数の推移

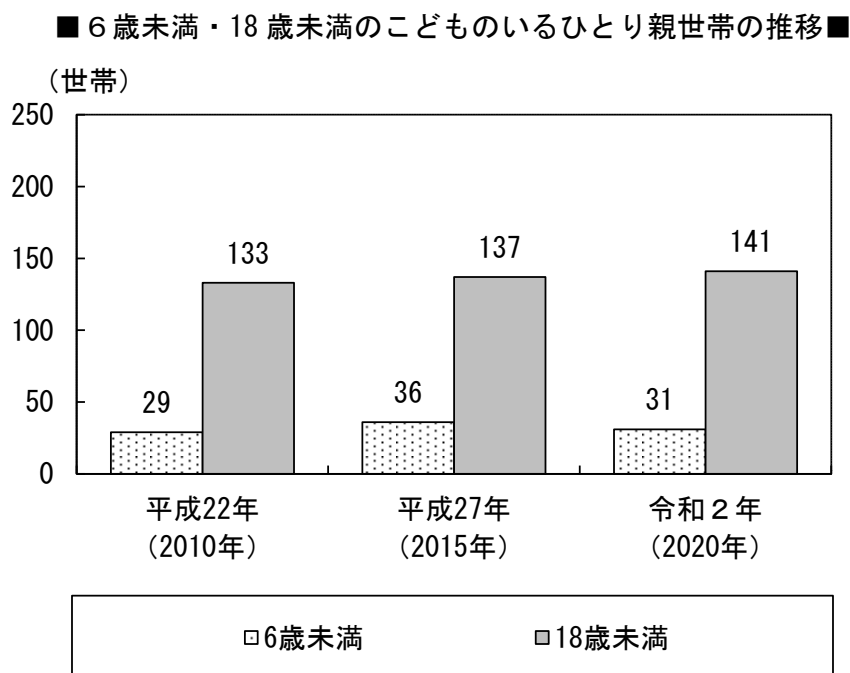
総世帯数は、平成12年から平成17年にかけては増加していますが、その後は減少傾向にあります。

また、一世帯あたりの世帯人員は、一貫して減少しています。



(3) ひとり親世帯の推移

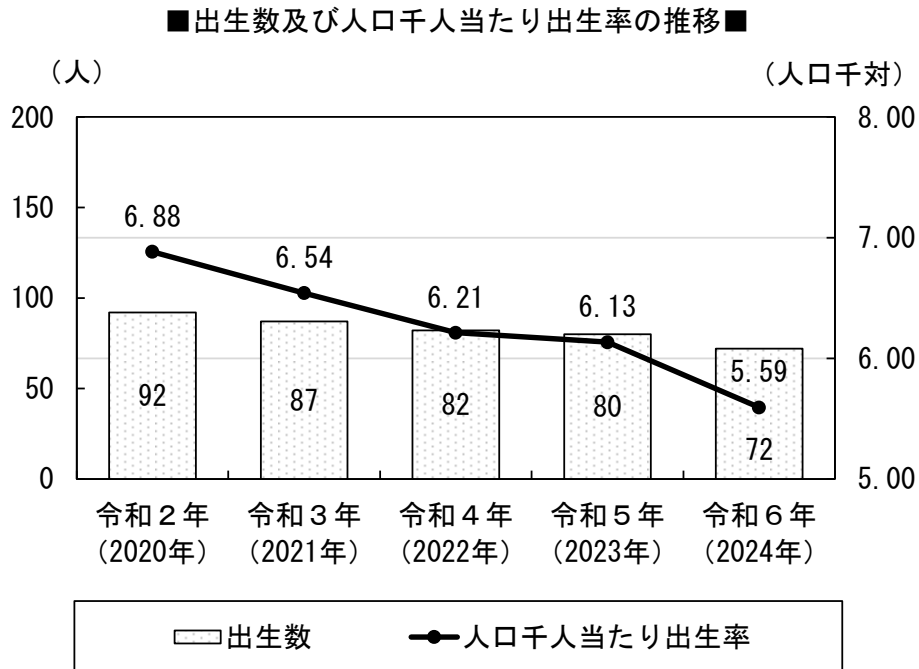
ひとり親世帯は、平成22年から令和2年にかけて微増しています。



(4) 出生の動向

令和6年の出生数は72人、人口千人当たり出生率は5.59となっています。

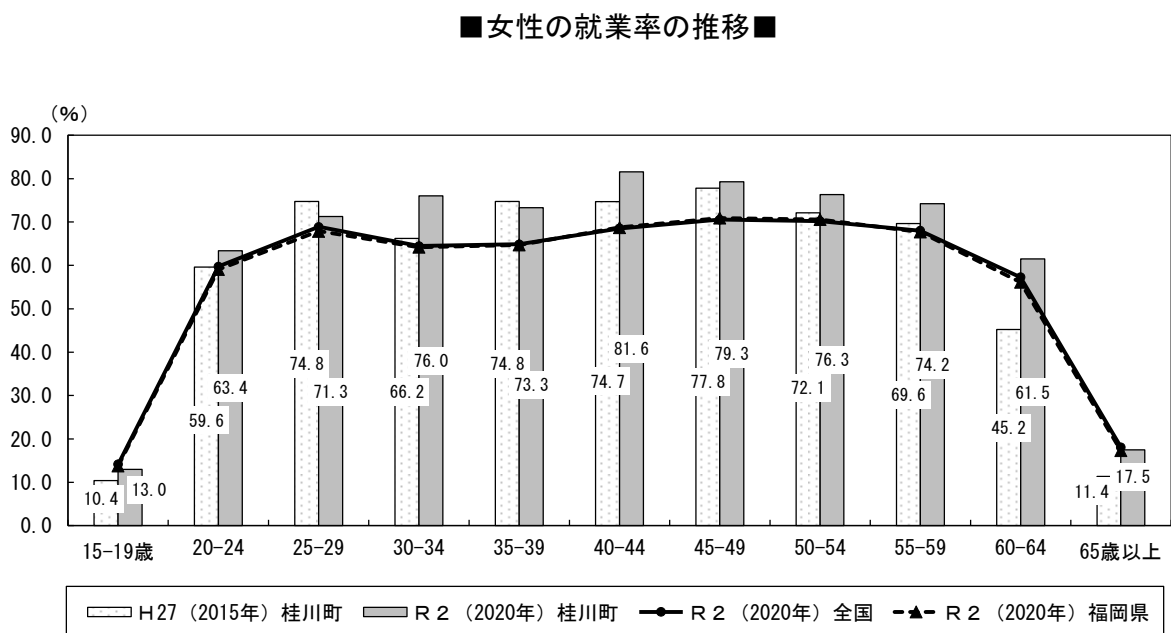
近年の推移をみると、令和2年以降、出生数、出生率ともに減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(5) 女性の就労状況

本町の女性の就業率を県と比較してみると、20歳代以上の年代ではいずれも本町の実業率が大きく、特に30歳代から40歳代で差が大きくなっています。



資料：国勢調査

2. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所

現在、本町には公立保育所が1園、私立保育園が2園あります。

令和6年5月1日時点では、定員数340人に対し児童数335人で、入所率は98.5%となっています。

■保育所の状況■

(令和6年5月1日現在)

区分	保育所数 (か所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入所率 (児童数 /定員) (%)
			0歳	1-2 歳	3-5 歳		
令和6年度	3	340	8	123	204	335	98.5

資料：桂川町

(2) 幼稚園

現在、本町には1園の公立幼稚園がありますが、入園率は減少傾向にあり、令和6年5月1日時点では定員数105人に対し児童数29人で、入所率は27.6%となっています。

■幼稚園の状況■

(令和6年5月1日現在)

区分	幼稚園数 (か所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入所率 (児童数 /定員) (%)
			3歳	4歳	5歳		
令和6年度	1	105	8	7	14	29	27.6

資料：学校基本調査（令和6年度）



吉隈保育園

(3) 小規模保育事業所

現在、本町には私立小規模保育事業所が1事業所あり、令和6年5月1日時点では、定員数19人に対し児童数5人で、入所率は26.3%となっています。

■小規模保育事業所の状況■

(令和6年5月1日現在)

区分	保育所数 (か所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入所率 (児童数 /定員) (%)
			0歳	1-2 歳	3-5 歳		
令和6年度	1	19	0	5		5	26.3

資料：桂川町

[参考] 教育・保育施設在籍児童数 (令和6年5月1日現在)

(単位：人)

施設名		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	受託児童を除く、 桂川町在籍児数
就 学 前 児 童	土師保育所	120	1	18	24	22	29	21	115	112
	吉隈保育所	110	4	17	22	25	23	22	113	107
	善来寺保育園	110	3	19	23	20	20	22	107	107
	3園合計	340	8	54	69	67	72	65	335	326
	桂川幼稚園	105			1	7	7	14	29	28
	まめだ保育園	19	0	3	2				5	4
	広域利用		2	4	7	14	14	17	58	
	未就園児		59	15	12	1	0	1	88	

※3歳と5歳の未就園児各1名については、療育施設等に通所

資料：桂川町

(4) 小・中学校

現在、本町には桂川小学校と桂川東小学校、桂川中学校があり、小学校の生徒数は638人、中学校は286人となっています。

■小学校の状況■

(令和6年5月1日現在)

区分	小学校数 (か所)	生徒数 年齢別						合計 (人)
		7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	
令和6年度	2	78	96	117	121	102	124	638

資料：学校基本調査（令和6年度）

■中学校の状況■

(令和6年5月1日現在)

区分	中学校数 (か所)	生徒数 年齢別			合計 (人)
		13歳	14歳	15歳	
令和6年度	1	78	98	110	286

資料：学校基本調査（令和6年度）



桂川東小学校

3. ニーズ調査結果からみたこども・若者の状況

(1) 調査の目的

本調査は、令和元年度に策定した第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画が、令和6年度に計画期間の終了年度を迎えるため、子ども・子育て支援法等の関連法に基づいて第3期桂川町子ども・子育て支援事業計画（桂川町こども計画）を策定するにあたり、新たにニーズ量の推計を行うことを目的とします。

(2) 調査設計

調査種別	調査対象者	調査方法	調査期間
子ども・子育て支援に関する調査	町内在住の就学前児童を持つ保護者	WEB	令和6年 2月19日 ～ 令和6年 3月15日
	町内在住の小学生児童を持つ保護者		
子どもの生活に関する調査	町内在住の小学5年生		
	町内在住の中学2年生		
	町内在住の小学5年生を持つ保護者		
	町内在住の中学2年生を持つ保護者		
子ども・若者の意識と生活に関する調査	町内在住の12～17歳		
	町内在住の18～39歳		

(3) 回収結果

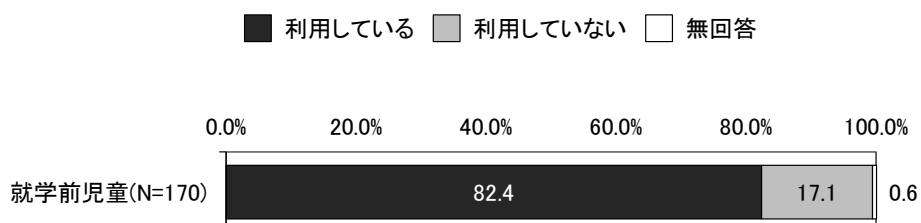
調査種別	調査数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	557	170	30.5%	170	30.5%
小学生児童の保護者	652	139	21.3%	139	21.3%
小学5年生本人	127	72	56.7%	72	56.7%
中学2年生本人	123	29	23.6%	29	23.6%
小学5年生の保護者	127	45	35.4%	45	35.4%
中学2年生の保護者	123	34	27.6%	34	27.6%
12～17歳	400	127	31.8%	127	31.8%
18～39歳	400	79	19.8%	79	19.8%

(4) 調査結果

i. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

①「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

【就学前児童保護者】



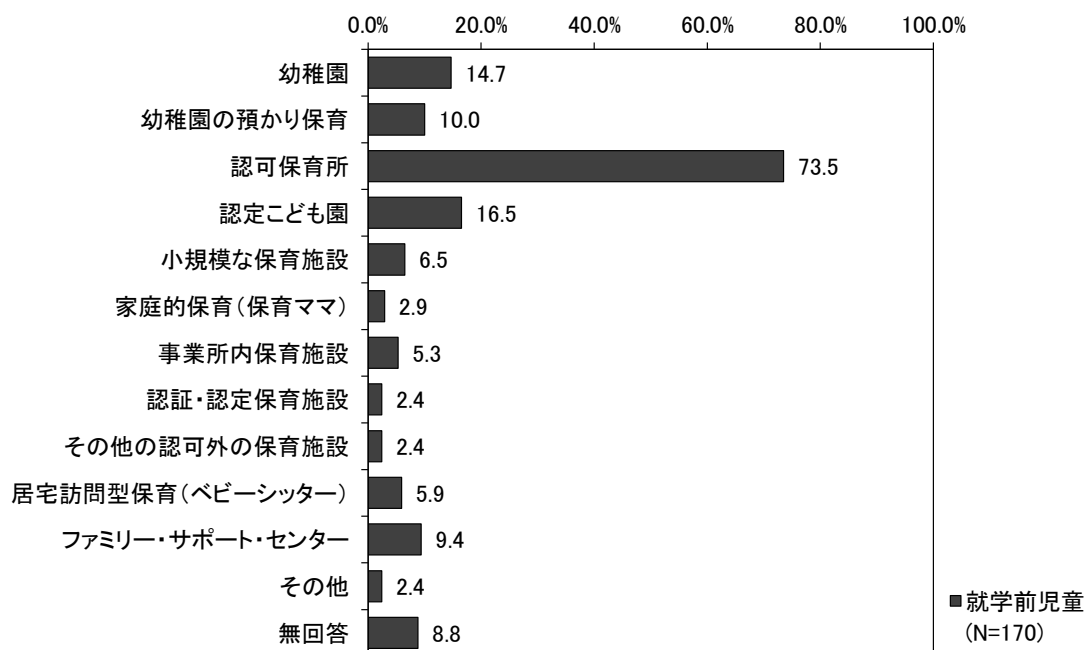
※グラフ中「N」は、回答者数を指す（以下、同じ）。

「定期的な教育・保育の事業」の利用状況では、「利用している」が82.4%、「利用していない」が17.1%となっています。

平日に利用している事業では、「認可保育所」(87.1%)が最も多く、次いで「幼稚園」(7.9%)、「その他」(3.6%)となっています。

②今後、「定期的に」利用したい事業

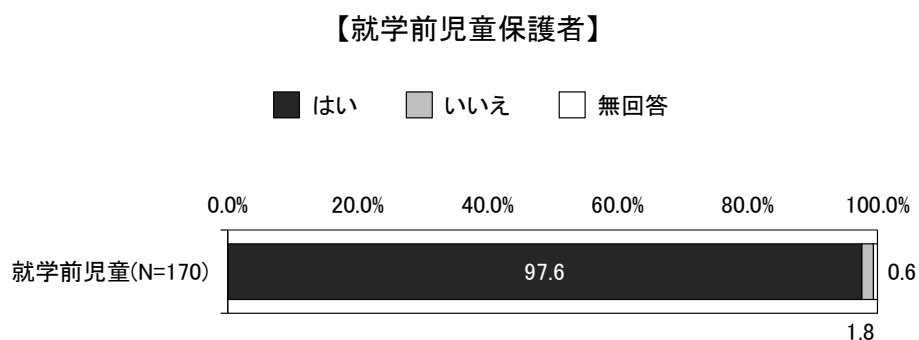
【就学前児童保護者】



今後、「定期的に」利用したい事業では、「認可保育所」(73.5%)が最も多く、次いで「認定こども園」(16.5%)、「幼稚園」(14.7%)となっています。

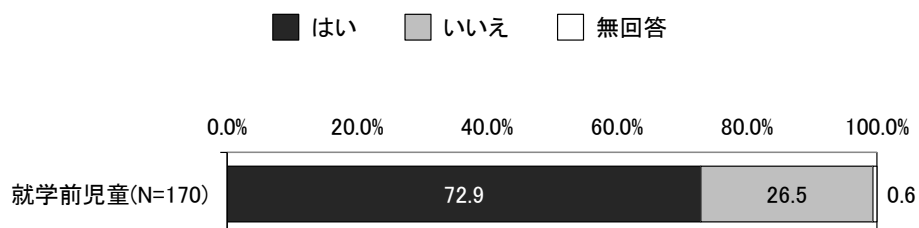
③子育て支援センターの認知・利用有無・利用意向

1) 知っているか



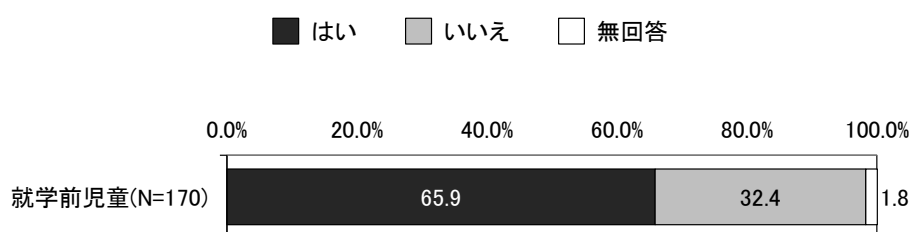
子育て支援センターの認知状況では、「はい」が 97.6%、「いいえ」が 1.8%となっています。

2) 利用したことがあるか



子育て支援センターの利用状況では、「はい」が 72.9%、「いいえ」が 26.5%となっています。

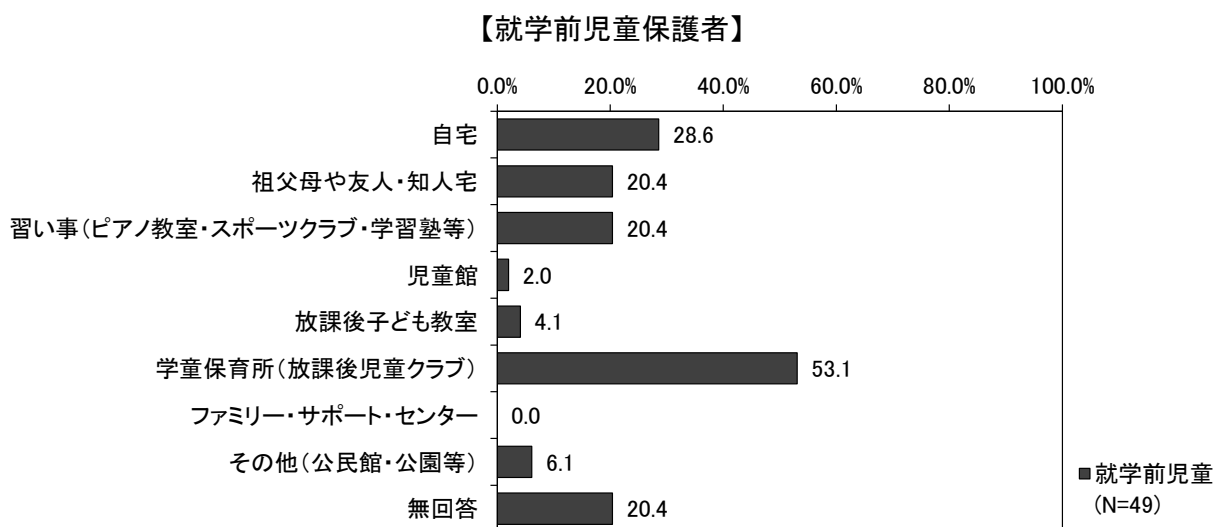
3) 今後、利用したいか



子育て支援センターの利用意向では、「はい」が 65.9%、「いいえ」が 32.4%となっています。

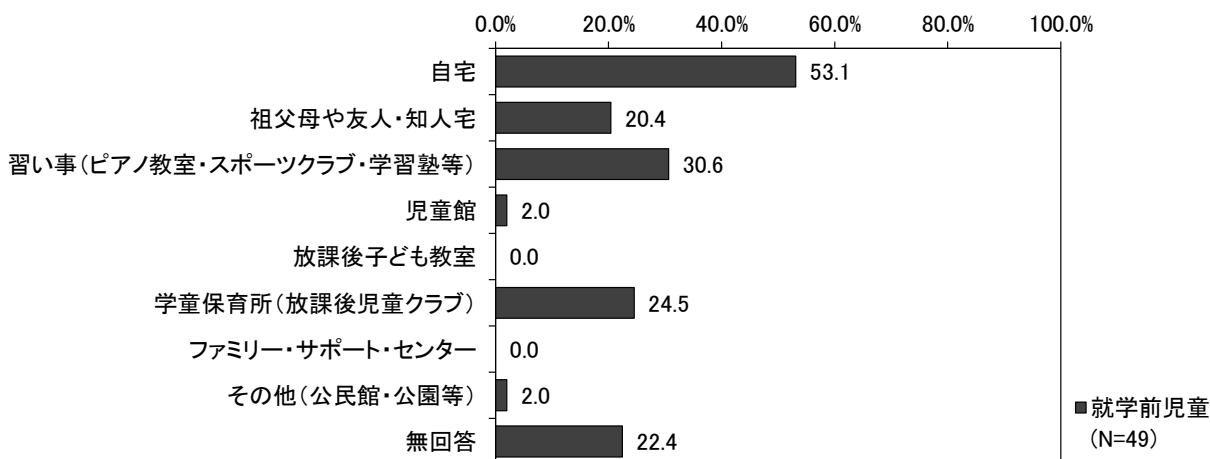
④放課後の過ごさせ方の希望

1) 小学校低学年



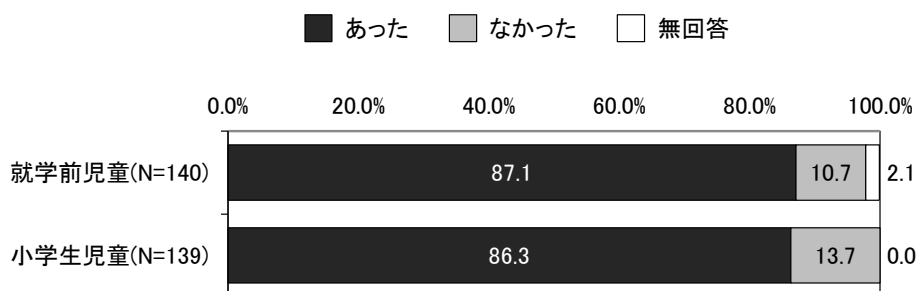
小学校低学年時の放課後に過ごさせたい場所では、「学童保育所（放課後児童クラブ）」（53.1%）が最も多く、次いで「自宅」（28.6%）、「祖父母や友人・知人宅」（20.4%）となっています。

2) 小学校高学年



小学校高学年時の放課後に過ごさせたい場所では、「自宅」（53.1%）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室・スポーツクラブ・学習塾等）」（30.6%）、「学童保育所（放課後児童クラブ）」（24.5%）となっています。

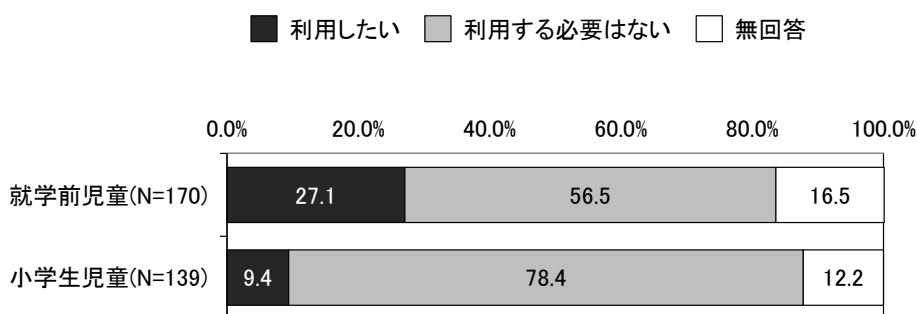
⑤こどもの病気やケガで事業が利用できなかったことはあったか



1年間にこどもが病気やケガで事業が利用できなかったことでは、就学前児童の保護者は「あった」が87.1%、「なかった」が10.7%となっています。

小学生児童の保護者は「あった」が86.3%、「なかった」が13.7%となっています。

⑥私用等の理由による事業の利用意向



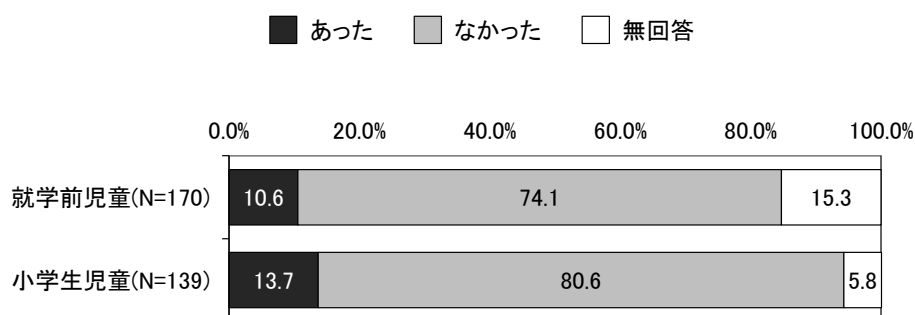
不定期に事業を利用する必要があると思うかでは、就学前児童の保護者は「利用する必要はない」が56.5%、「利用したい」が27.1%となっています。

小学生児童の保護者は「利用する必要はない」が78.4%、「利用したい」が9.4%となっています。

利用したい目的では、就学前児童の保護者は「私用（買物、こどもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」（78.3%）が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」（65.2%）、「不定期の就労」（32.6%）となっています。

小学生児童の保護者は「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」（76.9%）が最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」（61.5%）、「不定期の就労」（46.2%）となっています。

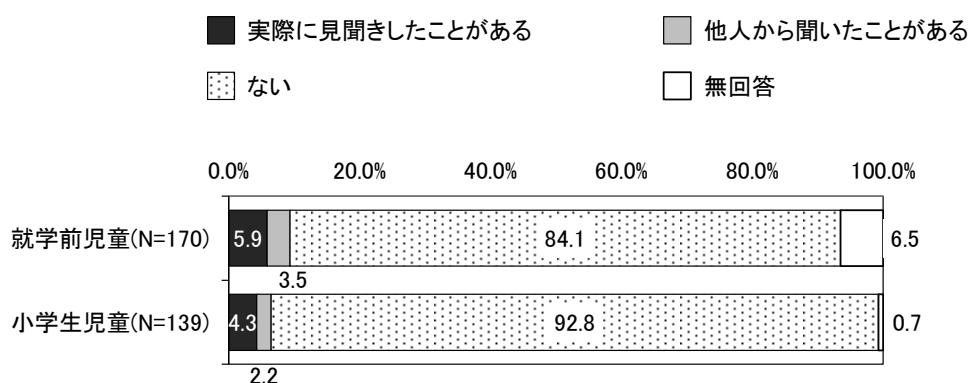
⑦宿泊を伴う一時預かりの状況



宿泊を伴う一時預かりの状況では、就学前児童の保護者は「なかった」が74.1%、「あった」が10.6%となっています。

小学生児童の保護者は「なかった」が80.6%、「あった」が13.7%となっています。

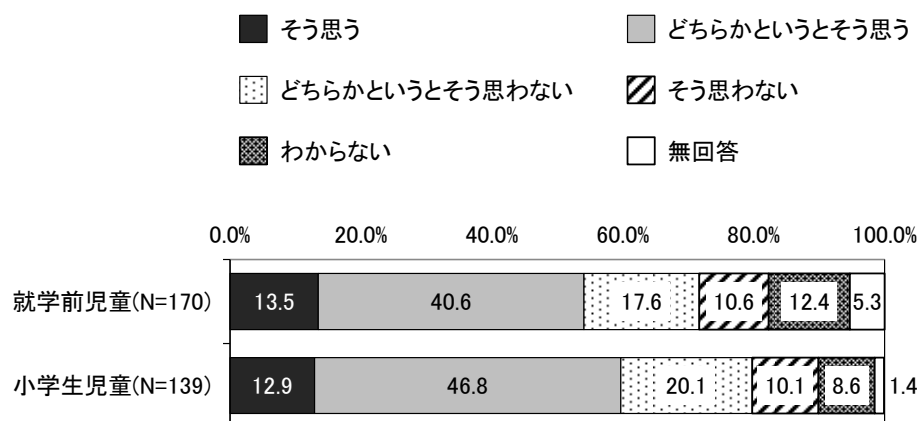
⑧「こどもへの虐待」を見聞きしたことがあるか



「こどもへの虐待」を見聞きしたことがあるかでは、就学前児童の保護者は「ない」(84.1%)が最も多く、次いで「実際に見聞きしたことがある」(5.9%)、「他人から聞いたことがある」(3.5%)となっています。

小学生児童の保護者は「ない」(92.8%)が最も多く、次いで「実際に見聞きしたことがある」(4.3%)、「他人から聞いたことがある」(2.2%)となっています。

⑨子育てのしやすさ



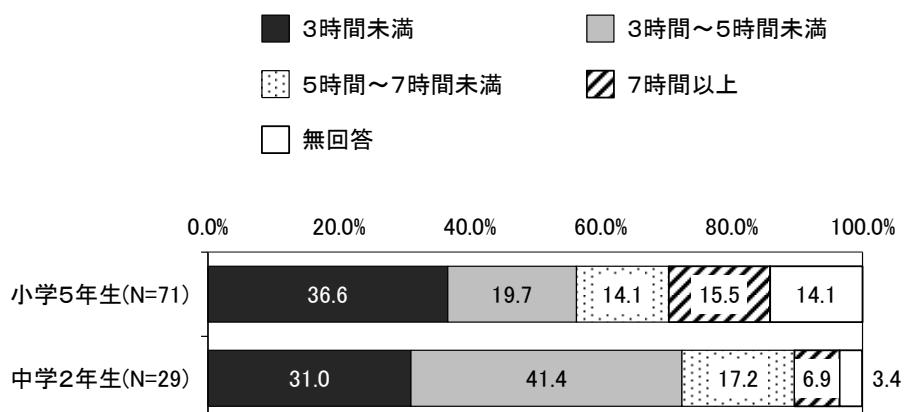
桂川町は子育てがしやすいまちだと思うかでは、就学前児童の保護者は「どちらかというと思う」(40.6%)が最も多く、次いで「どちらかというと思わない」(17.6%)、「そう思う」(13.5%)となっています。

小学生児童の保護者は「どちらかというと思う」(46.8%)が最も多く、次いで「どちらかというと思わない」(20.1%)、「そう思う」(12.9%)となっています。



ii. こどもの生活に関するアンケート調査（本人）

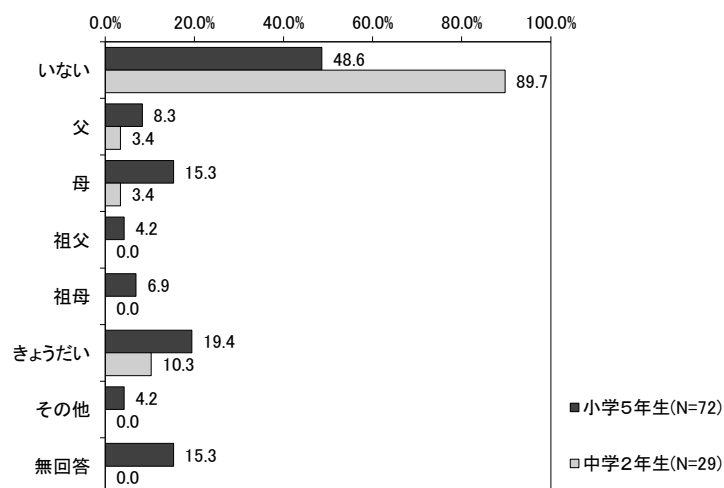
①テレビ、スマートフォン、パソコン、タブレットを見る頻度



1日の利用時間では、小学5年生は「3時間未満」(36.6%)が最も多く、次いで「3時間～5時間未満」(19.7%)、「7時間以上」(15.5%)となっています。

中学2年生は「3時間～5時間未満」(41.4%)が最も多く、次いで「3時間未満」(31.0%)、「5時間～7時間未満」(17.2%)となっています。

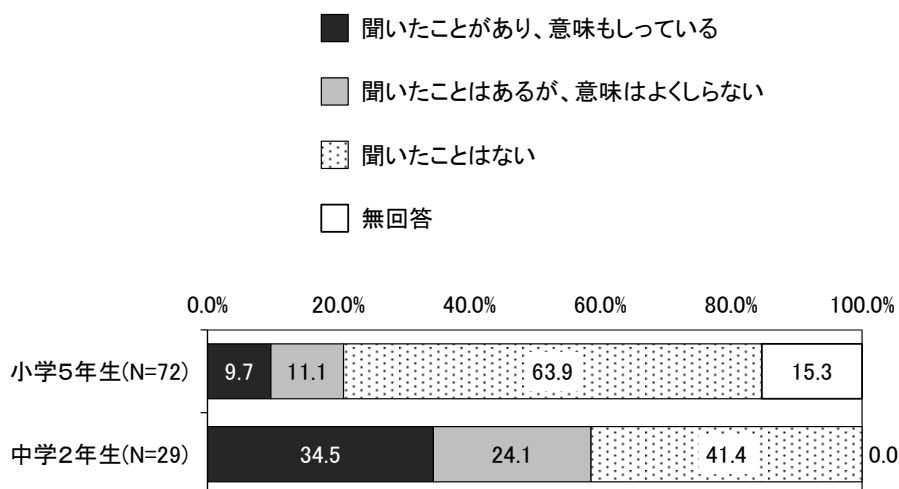
②世話をしている家族



世話をしている家族では、小学5年生は「いない」(48.6%)が最も多く、次いで「きょうだい」(19.4%)、「お母さん」(15.3%)となっています。

中学2年生は「いない」(89.7%)が最も多く、次いで「きょうだい」(10.3%)、「父」「母」(ともに3.4%)となっています。

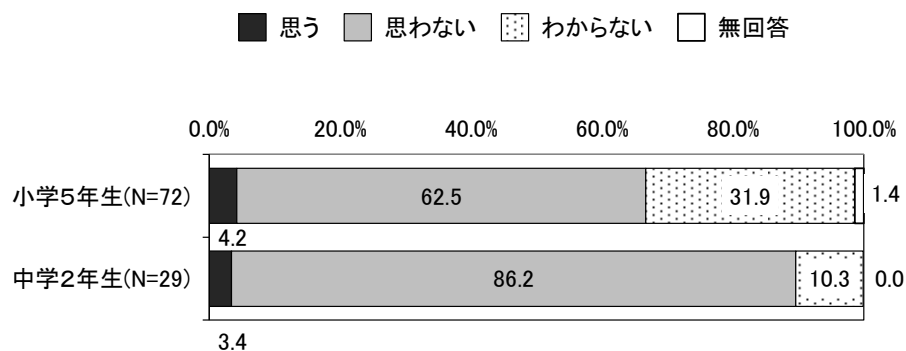
③ 「ヤングケアラー」という言葉の認知



「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるかでは、小学5年生は「聞いたことはない」(63.9%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、意味はよくしらない」(11.1%)、「聞いたことがあります、意味も知っている」(9.7%)となっています。

中学2年生は「聞いたことはない」(41.4%)が最も多く、次いで「聞いたことがあります、意味も知っている」(34.5%)、「聞いたことはあるが、意味はよくしらない」(24.1%)となっています。

④ 「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

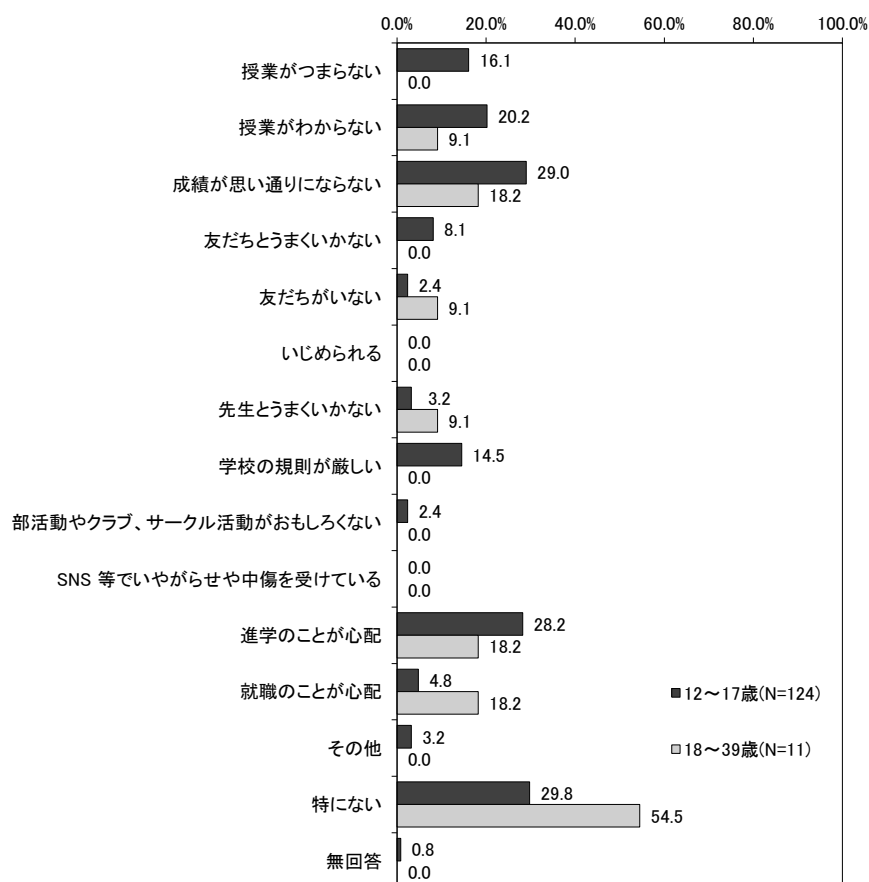


自分は「ヤングケアラー」だと思うかでは、小学5年生は「思わない」(62.5%)が最も多く、次いで「わからない」(31.9%)、「思う」(4.2%)となっています。

中学2年生は「思わない」(86.2%)が最も多く、次いで「わからない」(10.3%)、「思う」(3.4%)となっています。

iii. こども・若者の意識に関するアンケート調査

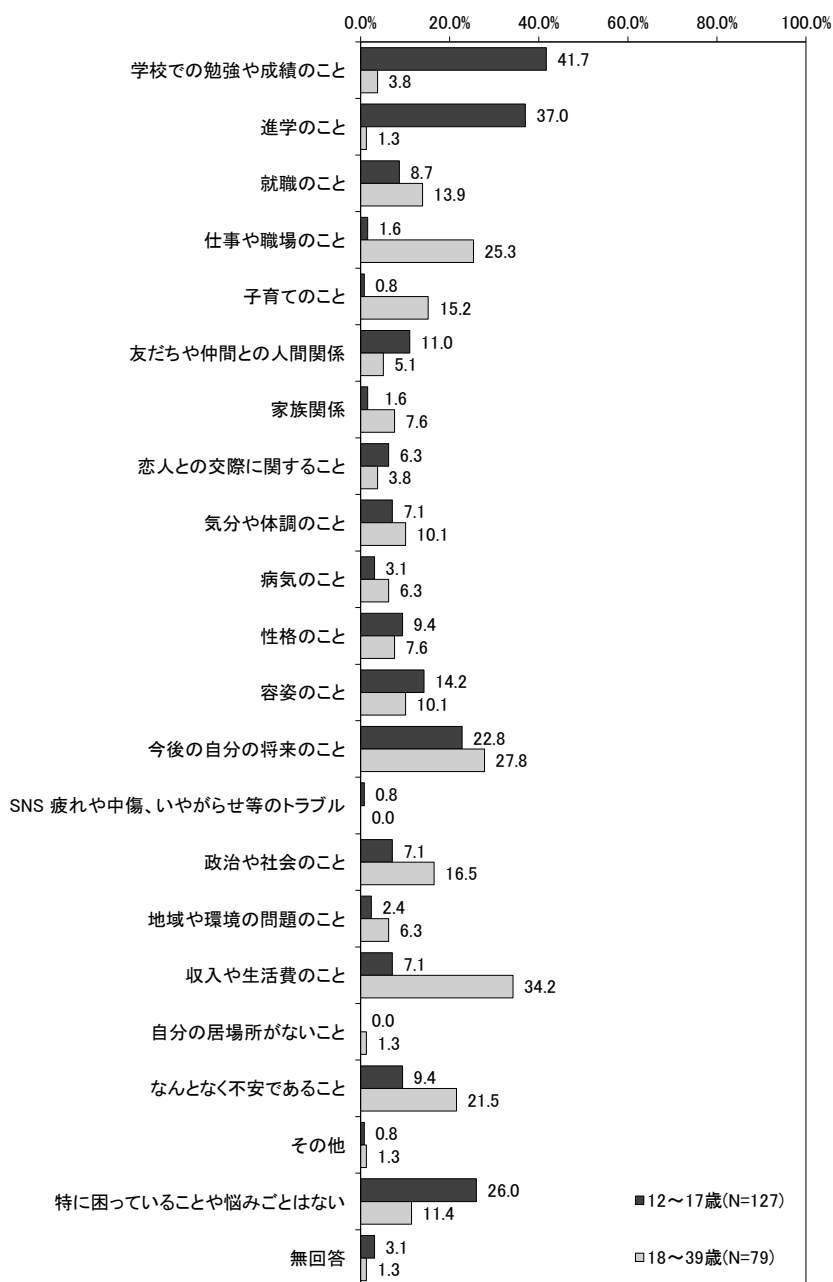
①学校生活での悩みや心配ごと



学校生活での悩みや心配ごとでは、12～17歳は「特にない」（29.8%）が最も多く、次いで「成績が思い通りにならない」（29.0%）、「進学のこと心配」（28.2%）となっています。

18～39歳は「特にない」（54.5%）が最も多く、次いで「成績が思い通りにならない」「進学のこと心配」「就職のこと心配」（ともに18.2%）となっています。

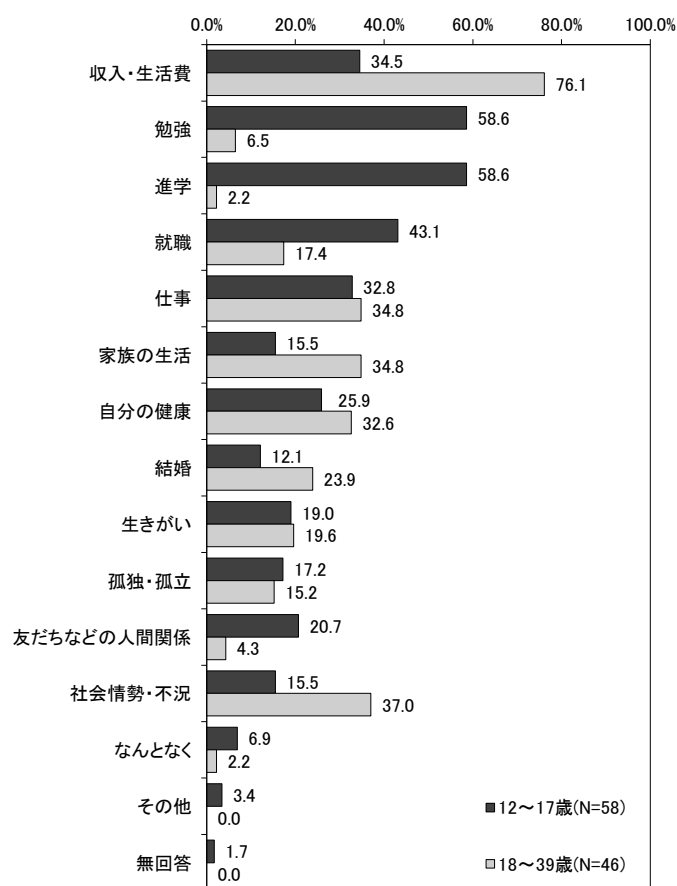
②現在の困りごとや悩み



現在の困りごとや悩みでは、12～17歳は「学校での勉強や成績のこと」（41.7%）が最も多く、次いで「進学のこと」（37.0%）、「特に困っていることや悩みごとはない」（26.0%）となっています。

18～39歳は「収入や生活費のこと」（34.2%）が最も多く、次いで「今後の自分の将来のこと」（27.8%）、「仕事や職場のこと」（25.3%）となっています。

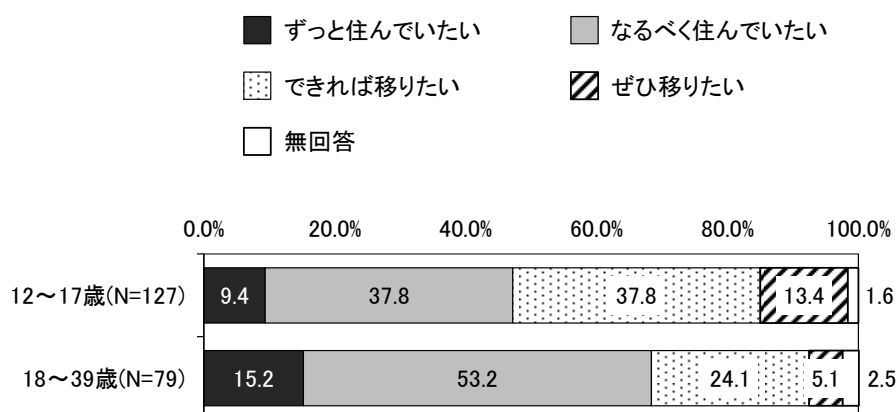
③将来への不安



将来不安に思うことでは、12～17歳は「勉強」「進学」（ともに58.6%）が最も多く、次いで「就職」（43.1%）、「収入・生活費」（34.5%）となっています。

18～39歳は「収入・生活費」（76.1%）が最も多く、次いで「社会情勢・不況」（37.0%）、「仕事」「家族の生活」（ともに34.8%）となっています。

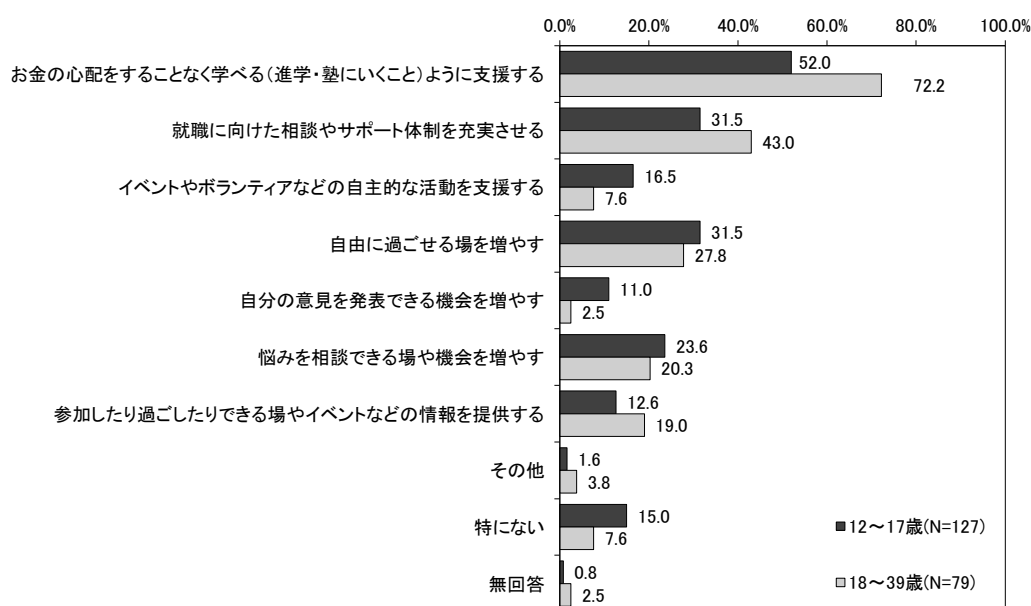
④桂川町での居住意向



桂川町での居住意向では、12～17歳は「なるべく住んでいたい」「できれば移りたい」（ともに37.8%）が最も多く、次いで「ぜひ移りたい」（13.4%）、「ずっと住んでいたい」（9.4%）となっています。

18～39歳は「なるべく住んでいたい」（53.2%）が最も多く、次いで「できれば移りたい」（24.1%）、「ずっと住んでいたい」（15.2%）となっています。

⑤若者のために、特に必要な取組



若者のために、特に必要と思う取組では、12～17歳は「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」（52.0%）が最も多く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」「自由に過ごせる場を増やす」（ともに31.5%）、「悩みを相談できる場や機会を増やす」（23.6%）となっています。

18～39歳は「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」（72.2%）が最も多く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」（43.0%）、「自由に過ごせる場を増やす」（27.8%）となっています。

4. こども・若者座談会の結果

(1) 目的

桂川町こども計画を策定するにあたり、地域の「こども」の声を聴取し、計画に反映させることを目的とします。

(2) 座談会の対象者

以下の各学校の児童・生徒

- ・桂川小学校
- ・桂川東小学校
- ・桂川中学校
- ・嘉穂総合高等学校

(3) 開催日時

学 校	日時
桂川小学校	令和6年8月23日(金)
桂川東小学校	令和6年8月21日(水)
桂川中学校	令和6年8月21日(水)
嘉穂総合高等学校	令和6年7月18日(木)

(4) 座談会の方法

5～6人程度で1グループを構成し、司会（ファシリテーター）の問いかけに対し意見を自由に発言していただきました。

(5) インタビュー項目

- ① 日常生活について（学校生活について、放課後、休日に何をして過ごすか、居場所、友人の有無、家族との会話）
- ② 地域・学校内での問題点、課題（日頃の生活を通しての気づき、実際に抱えている問題点など）
- ③ 問題点の解決や、今後の学校生活、進学・就職等に向けて地域の大人に望むこと
- ④ 今後の希望（進路、社会人となった後）

など

(6) 調査結果

①桂川小学校



【出席者】 ※五十音順

たけち しせい たけもと けんし ふじの そら まき えいた よしざき ゆうた
武智 至誠 武本 剣士 藤野 空 牧 瑛大 吉崎 悠太



質問	回答
平日に学校が終わったあと、どこで過ごすことが多いか	➤ 「1. 自分の家」が最も多い。
平日に学校が終わったあと、何をして過ごすことが多いか	➤ 「2. お父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんなどの家族と過ごす」が最も多い。
休日はどこで過ごすことが多いか	➤ 「1. 自分の家」が最も多い。
休日に何をして過ごすことが多いか	➤ 「1. お父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんなどの家族と過ごす」が最も多い。次いで、「4. 家のお手伝いをする」、「10. その他（ゲーム）」となっている。
1日何時間くらいスマートフォン、パソコン、タブレットなどを見ているか	➤ 「2. 見ない」と回答した人はいなかった。見る時間としては、3時間との回答が最も多く、最短では3時間、最長では7時間という回答だった。
困りごとや心配事を誰に相談するか	➤ 「1. お父さん、お母さん」、「2. きょうだい・しまい」、「3. おじいちゃん・おばあちゃんなど」が多かった。次いで、「4. 学校の先生」となっている。「12. だれにも相談しない」と回答した人は2名で、「10. インターネットでしりあった人」と回答した人はいない。
地域の子ども会活動などに参加しているか	➤ 「1. している」と回答した人は1名だった。
おとなになってから、どんなことがしたいか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「1. 仕事をする」→職業は、宇宙開発、バスケット選手、医療という回答があった。 ➤ 「2. 進学する」→進学先は「①高校」、「④大学」、「⑤大学院」という回答があった。 ➤ その他には、「6. 運転免許をとる」、「7. 資格をとる」、「8. 趣味を見つける・ふかめる」などが多かった。
まちや地域の大人の人たちをお願いしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 屋内で遊べる施設を建ててほしい。わけは、自分が友だちと遊ぶとき、遊ぶ所が公園など屋外が多く、外で遊ぶと熱中症になりそうだったから。また、屋内で遊べる総合体育館はスポーツのみで、できない人もいるから。 ➤ 公園を整備してほしい。理由は、2つある。一つ目は、遊具にはサビがついてあまり使いたくないという気持ちになるから。二つ目は、草。遊ぶ時に、草が当たって足がかゆくなったりするから。 ➤ 近年は温暖化が進んできて、学校の体育の授業でも中止になるなどの影響が出ている。そんな中で、運動会の練習が始まる。今年は始まりが1ヵ月ほど遅いものの、個人的には冬以外は暑く感じてしまうほどには気温が高くなっていると思う。そのため、今年の運動会の練習も熱中症の危険は十分にある。これからも温暖化は続いていくかもしれないので、今年あたりで熱中症の対策をさらに考えないといけないと思う。例えば、練習中にはマスクを外すなど今までの事は徹底して、塩分補給などのための水やタブレットの支給など、体調管理のための事を新たにしてほしい。 ➤ 公園などを、学校近くに作ってほしい。理由は、学校の近くにみんなが遊べる公園などがなく、住民センターなどの公共の場で遊んで、他の人に迷惑になるから。 ➤ 道路整備をお願いしたい。わけは、2つある。一つ目は、草などで来ている車が見にくいから。二つ目は、自転車などの道路の白線が見えにくくなるから。

②桂川東小学校



【出席者】 ※五十音順

あない 蒼真	いけべ ここみ	うの エレナ	おおき かける	おおにし はづき
かどみ りな	くぼ いちご	くわな かずさ	しろたに きせき	すえなが ひなの
たかせ りょうすけ	たけい やまと	たけむら たつのり	なかむら ゆうしん	のみやま かのん
はの あきと	まつおか ほのか	むらまつ たいよう	むらまつ ひな	やまぐち はるま
やまもと きよまさ			村松 陽菜	山口 悠真
山本 清雅				



質 問	回 答
平日に学校が終わったあと、どこで過ごすことが多いか	➤ 「1. 自分の家」が最も多い。一部「4. 塾や習いごと（スポーツやクラブなど）」もみられる。
平日に学校が終わったあと、何をしていますことが多いか	➤ 「4. 家でひとりで過ごす」が最も多い。何をしていますかについては、「①勉強」、「②ゲーム」、「④スマホ」の順に回答が多かった。次いで「2. お父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんなどの家族と過ごす」となっている。
休日はどこで過ごすことが多いか	➤ 「1. 自分の家」が最も多い。次いで、「2. おじいちゃん・おばあちゃん、しんせきの家」、「3. ともだちの家」となっている。
休日に何をしていますことが多いか	➤ 「1. お父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんなどの家族と過ごす」が最も多い。次いで、「3. 家でひとりで過ごす」となっている。何をしていますかについては、「②ゲーム」、「④スマホ」、「①勉強」が多かった。次いで、「5. ともだちの家にいる」が続き、何をしていますかについては、「②ゲーム」、「④スマホ」、「①勉強」、「⑤おはなし」が多かった。
1日何時間くらいスマートフォン、パソコン、タブレットなどを見ているか	➤ 「2. 見ない」と回答した人はいなかった。見る時間としては、2～3時間との回答が最も多く、最短で1時間、最長では6～7時間という回答だった。
困りごとや心配事を誰に相談するか	➤ 「1. お父さん、お母さん」、「6. おなじ学校のともだち」が多かった。次いで、「4. 学校の先生」が続いている。「12. だれにも相談しない」と回答した人は1名で、「10. インターネットでしりあった人」と回答した人はいない。
地域の子ども会活動などに参加しているか	➤ 「1. している」と回答した人は1名で、活動内容は清掃であった。
おとなになってから、どんなことがしたいか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「1. 仕事をする」→職業は、美容師、助産師、ダンサー、看護師、農家、保育士、他の国の言葉をしゃべる、イラストレーター、お店で働くという回答があった。 ➤ 「2. 進学する」→進学先は、「①高校」と回答した人は5名、「④大学」と回答した人は5名、「②専門学校」と回答した人は3名、「⑤大学院」と回答した人は1名だった。 ➤ その他には、「6. 運転免許をとる」、「8. 趣味を見つける・ふかめる」、「11. ともだちをつくる」、「10. あそぶ」、「9. スポーツをする」などが多かった。
まちや地域の大人の人たちをお願いしたいこと (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 気軽に涼める場所が欲しい。 ➤ 暑い時期が多いので、室内で遊べる場所。 ➤ コンビニを増やしてほしい。 ➤ 身体を動かせる場所がほしい。 ➤ 図書館が欲しい。 ➤ 自主学习のようにひとりで行ける宿題とか勉強ができるところが欲しい。 ➤ 室内プール。 ➤ 大きい公民館が欲しい。 ➤ カラオケ。 ➤ スクールバスが欲しい。 ➤ みんなで遊べる場をつくってほしい。 ➤ 近くに色々なお店があつたらいいと思う。 ➤ スポーツ教室が欲しい。 ➤ 映画館が欲しい。 ➤ 遊園地を作してほしい。

質 問	回 答
<p>まちや地域の大人の 人たちにお願いしたいこと (2/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 働く場所を増やしてほしい。 ➤ ドームが欲しい。 ➤ ストリートのバスケのコートが欲しい。 ➤ 野球などを練習する場所がほしい。 ➤ 学校の近くに友達と遊べる場所がほしい。 ➤ 体育館にエアコンをつけてほしい。 ➤ 宿題を教えてくれるところがほしい。 ➤ 自転車ですぐに行けるゲーム屋さんなどがほしい。 ➤ ハウステンボスみたいなアトラクションがほしい。 ➤ 楽しい場所があつたらいい。 ➤ アニメイトがほしい。 ➤ なるべくごみを減らすために看板などを作ってほしい。 ➤ 夏など暑いからプールを近くに作ってほしい。 ➤ どんな時でも行ける遊び場が欲しい。 ➤ 車にひかれそうになったから、いろいろ工夫してほしい。 ➤ 桂川と桂川東で勝負する、あそぶ。 ➤ 職業体験があつたらいい（看護師、声優）。 ➤ 公園の草が伸びているから刈ってほしい。 ➤ 道路のごみを減らしてほしい。 ➤ 服を買う店を増やしてほしい。 ➤ 招き猫を作ってほしい。 ➤ 遠足のおやつは 500 円までにしてほしい。 ➤ 昼休み・中休みの時間を長くしてほしい。 ➤ 修学旅行は 2 泊 3 日にしてほしい。 ➤ 別の学校の人たちと交流できるような機会がほしい。

③桂川中学校



【出席者】 ※五十音順

あきよし のぞむ
秋吉 希望

くらち けいご
倉智 圭吾

なかぞの かえで
中園 かえで

おおいし はるひこ
大石 晴彦

ささき めい
佐々木 愛唯

にし りきと
西 利喜人

おおの あおと
大野 碧人

させ つぐみ
佐瀬 知美

ふじわら しずく
藤原 しずく

くどう ゆきと
工藤 由登

たなか みなと
田中 湊人

まとう さき
間藤 紗希



質 問	回 答
平日に学校が終わったあと、どこで過ごすことが多いか	➤ 「1. 自分の家」が最も多い。一部「4. 塾や習いごと（スポーツやクラブなど）」もみられる。
平日に学校が終わったあと、何をして過ごすことが多いか	➤ 「4. 家でひとりで過ごす」が最も多い。何をして過ごしているかについては、「④スマホ」、「①勉強」、「②ゲーム」の順に回答が多かった。次いで、「10. 塾や習いごとに行く」となっている。
休日はどこで過ごすことが多いか	➤ 「1. 自分の家」が最も多い。次いで、「4. 塾や習いごと（スポーツやクラブなど）」となっている。
休日に何をして過ごすことが多いか	➤ 「1. お父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんなどの家族と過ごす」が最も多い。次いで、「4. 家のお手伝いをする」、「3. 家でひとりで過ごす」となっている。何をして過ごしているかについては、「②ゲーム」、「④スマホ」、「①勉強」という回答が多かった。
1日何時間くらいスマートフォン、パソコン、タブレットなどを見ているか	➤ 「2. 見ない」と回答した人はいなかった。見る時間としては、2時間との回答が最も多く、最短で2時間、最長では6～7時間という回答だった。
困りごとや心配事を誰に相談するか	➤ 「6. おなじ学校のともだち」が最も多い。次いで、「1. お父さん、お母さん」、「2. きょうだい・しまい」、「4. 学校の先生」が続く。「12. だれにも相談しない」と回答した人は1名で、「10. インターネットでしりあった人」と回答した人はいない。
地域の子ども会活動などに参加しているか	➤ 「1. している」と回答した人は2名だった。
おとなになってから、どんなことがしたいか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「1. 仕事をする」→職業は、アーティスト、看護師、薬剤師、保健室の先生、看護師、体育教師、パティシエ、人の役に立つ仕事、稼げる仕事、公務員という回答があった。 ➤ 「2. 進学する」→進学先は、「①高校」と回答した人は5名、「④大学」と回答した人は2名であった。 ➤ その他には、「6. 運転免許をとる」、「8. 趣味を見つける・ふかめる」、「9. スポーツをする」、「10. あそぶ」、「11. ともだちをつくる」、「12. いろいろな知識を深める」などが多かった。
まちや地域の大人の人たちをお願いしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 横断歩道があるが、信号がないので車が止まってくれなくて長く待つことがある。信号が欲しい。 ➤ 横断歩道を増やしてほしい。 ➤ 桂川町はメジャーなお店（コンビニなど）が一か所に集中している（役場の前）。もっとほかのところにも欲しい。 ➤ 飯塚市の病院には行くのに時間がかかる。桂川町に大きな病院がほしい。 ➤ 田舎で田んぼ道が多いが、田んぼ道は暗いしあぶないので街灯を設置してほしい。 ➤ 木の根が道路のコンクリートを持ち上げ、デコボコになっていて危ないので、整備してほしい（桂川駅近くの道など）。

④嘉穂総合高等学校



【出席者】 ※五十音順

くまもと	せいや	くりあき	こうすけ	くわほら	そうた
熊本	聖也	栗秋	光佑	桑原	爽汰
ざいつ	しょうた	たなか	てんしょう	わたなべ	きら
在津	翔太	田中	天翔	渡邊	煌



質問	回答
自己紹介、 普段よくやっていること	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運動が好きなので、最近は走り込みとか川の近くでやっている。部活とかでなく、自主的に。一緒にやっている子がいる。 ➤ 休日には公園とかでサッカーをしている。部活ではない。友だちと一緒にやっている。 ➤ 平日は弟と近くのグラウンドに通ったりして、そこで遊んでいる。 ➤ 漫画や書籍とかを読む。大体家にある。 ➤ 趣味は、ゲームをしたり、アニメを見たりすること。兄弟と一緒に見ることもあって、面倒を見ている。 ➤ 自宅で過ごすことが多い。
友達と話すこと	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サッカーとかバスケで仲間と集まって、そこでバスケット以外の話もする。他校に通う地元の友達とかと、普段どんなことをやっているかとか、勉強しているかなど話をする。
スマホ（ネット）やゲームの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ （一日あたり）必要最低限のインスタとか、1時間ぐらい。 ➤ 2時間ぐらい。 ➤ 開けない。開いたとしても10分ぐらい。必要な時だけ使う。頻繁に使っているわけではない。 ➤ 平日はあまり使わなくて、休日は24時間、ご飯食べる時と風呂に入る時以外はずっと触っている。
困りごと、相談したいこと、 こういうのがあったらいいな	<ul style="list-style-type: none"> ➤ もう少し遅くまで空いている自習室が欲しい。自習室は図書館に併設されているが、自分でいろいろ考えたり、本読んだり、できれば8時まで開けてほしい。
将来のこと	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校に出ている求人票で、給料や福利厚生など確認している。 ➤ 薬を作るということで、飯塚の沢井製薬を志望している（地元）。 ➤ 地元の方では、職種とか、そういう選択肢がなかったりする。 ➤ 機械系の仕事を志望しており、県外に出ると思う。 ➤ 高校卒業後は、大学か専門学校に。 ➤ 畜産系を専攻している。将来動物園に勤めたい。 ➤ 看護の方面で仕事がしたい。専門学校が福岡にあるので、いろいろ勉強して、地元の近くで仕事ができたらいいなど考えている。 ➤ 地元がいいかなと思う。地元でやっていきたいなという漠然とした考えがあって、将来的にはまたいつか地元でと考える。安心する。 ➤ 大学とか、専門的なところで勉強するためには、そこで一旦地元を出るかもしれないけれども、最終的には地元の中で自分のやりたいことを活かして仕事をしたい。



質 問	回 答
<p>要望等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 希望する会社で実際働いてる人の声を聞いてみたい。 ➤ よその学校の人とかとも、話をしてみたい。 ➤ 友達の中には、農業科に来たけど、将来決まっていないうし、農業には就かないという人が多かったです。やっぱり小学校から、中学校あたりから、インターンシップみたいな職業体験に行ける回数が増えたらということ、もう少し種類があったら、高校とかの何か勉強の方針とか決まるのではないかな。 ➤ 相談について、学校で配られたりするこども見守り用のラインだとか、そういうものがちょっと心もとない。カウンセリングの人とかが、地域にどんどん広まっていったらいい。 ➤ 休日に遊べる場所。自転車とか、小さい子が遊びやすいところ。その時、交通事故。夏休みとか水難事故、スリップ事故、そうしたものの安全対策も必要だと思う。 ➤ 小さいこどもが遊びに出る時に自転車を使うこともあるが、その際にヘルメットを着用するよう計画に入れてほしい。交通事故とか危ないし、冬とかスリップして、頭を打ってケガをするかもしれない。場合によっては重症になったり、死亡するかもしれない。 ➤ 勉強会ではないが、進路とか、自分と同じ夢を目指している人たちが集まって話ができる場所。同年代の方と。小さいうち、中学生とかから集まって、こんな話ができるといい。 ➤ 情報。今ネットでいろいろ調べられると思うが、漠然として何かとつかかりがない。こういう仕事に就きたければ、どんな資格が要るのか、詳しい人がいるところに自分で行ったりしようと思う。相談会みたいなものがあると、開催したときにみんな行くようなものかと思う。職業体験とセットになっていければいい。

5. 桂川町のこども・若者をめぐる課題の整理

前項までの結果から、桂川町におけるこども・若者をめぐる課題を抽出

【教育・保育、地域子育て支援について】

- 平日の教育・保育事業として、今後定期的に利用したい事業では、「認可保育所」(73.5%)が最も多くなっています。
- 子育て支援センター（ひまわりのたね）について、認知度は97.6%を占めており、利用経験は「ある」が72.9%、今後の利用意向については65.9%が「今後利用したい」としています。
- 小学校低学年の放課後におけるこどもの居場所についての希望では、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が過半数を占めており、「自宅」が3割程度、「祖父母や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室・スポーツクラブ・学習塾等）」が2割となっています。
- 私用等の理由で事業を利用する必要があるかたずねたところ、就学前児童では27.1%、小学生児童では9.4%が「利用したい」と回答しています。
- 桂川町の子育てのしやすさに対する評価では、就学前児童では『子育てがしやすいまちだと思う』（「そう思う」+「どちらかというと思う」）が54.1%、小学生児童では59.7%を占めています。

【配慮が必要と思われるこどもについて】

- 小学5年生、中学2年生に対し、日常的に世話をしている家族がいるか質問した結果、小学5年生では、「いる」が36.1%、中学2年生では10.3%となっています。世話をしている家族の内訳では、いずれも「きょうだい」の占める割合が最も高くなっています。
- ヤングケアラーという言葉の認知度について、いずれも「聞いたことはない」との回答が最も多く、小学5年生では63.9%、中学2年生では41.4%を占めています。
- 自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思うかについて、「思う」の割合が小学5年生では4.2%、中学2年生では3.4%となっています。
- こどもへの虐待を見聞きしたことについて、就学前児童の保護者では「実際に見聞きしたことがある」で5.9%、「他人から聞いたことがある」で3.5%の回答がありました。小学生児童の保護者では「実際に見聞きしたことがある」が4.3%、「他人から聞いたことがある」が2.2%となっています。



【若者に関する課題】

- こども、若者の学校生活での悩みや心配ごとでは、12歳～17歳は「成績が思い通りにならない」(29.0%)、「進学のこと」が心配(28.2%)となっています。18歳～39歳では「成績が思い通りにならない」「進学のこと」が心配「就職のこと」が心配(ともに18.2%)となっています。
- 将来不安に思うことでは、12歳～17歳は「勉強」「進学」(ともに58.6%)が最も多く、次いで「就職」(43.1%)、「収入・生活費」(34.5%)となっています。18歳～39歳は「収入・生活費」(76.1%)が最も多く、次いで「社会情勢・不況」(37.0%)、「仕事」「家族の生活」(ともに34.8%)となっています。
- 若者のために、特に必要と思う取組では、12歳～17歳は「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行くこと)ように支援する」(52.0%)が最も多く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」「自由に過ごせる場を増やす」(ともに31.5%)、「悩みを相談できる場や機会を増やす」(23.6%)となっています。18歳～39歳は「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行くこと)ように支援する」(72.2%)が最も多く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」(43.0%)、「自由に過ごせる場を増やす」(27.8%)となっています。

【その他】

- こども・若者座談会の結果からは、「居場所」に関する要望が多くみられ、運動ができる場所、自習ができる場所、友だちと集まれる場所など、色々な形で意見が出されました。
- このほか、様々な形での職業体験や情報提供、同じ世代の人たちとの交流について、要望が出されました。

■課題に対応する今期計画の取組

	桂川町のこども・若者をめぐる 課題の整理	本計画での取組
教育・保育、 地域子育て支援について	<p>○定期的に利用したい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認可保育所」 <p>○子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ひまわりのたね）の利用 <p>○小学校低学年の放課後におけるこどもの居場所についての希望</p> <p>「学童保育所（放課後児童クラブ）」</p> <p>○私用等の理由による不定期な教育・保育事業の利用意向</p>	<p>各論第1章 施策の展開</p> <p>2. こどもを健やかに産み育てるための支援体制の整備</p> <p>（4）子育て支援サービスの充実</p> <p>3. こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の整備</p> <p>（1）保育サービスの充実</p> <p>（2）学童保育所（放課後児童クラブ）の充実</p> <p>（3）就学前教育の振興</p> <p>各論第2章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと確保の方策</p>
	○桂川町の子育てのしやすさに対する評価	全体
配慮が必要と思われるこどもについて	<p>○ヤングケアラーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が「ヤングケアラー」にあてはまると「思う」割合 小学5年生 4.2% 中学2年生 3.4% <p>○虐待について</p> <p>①就学前児童の保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実際に見聞きしたことがある」5.9% ・「他人から聞いたことがある」3.5% <p>②小学生児童の保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実際に見聞きしたことがある」4.3% ・「他人から聞いたことがある」2.2% 	<p>各論第1章 施策の展開</p> <p>4. 配慮を必要とするこども・家庭への支援</p> <p>（1）ヤングケアラーへの支援</p> <p>（2）児童虐待防止対策の充実</p>

	桂川町のこども・若者をめぐる 課題の整理	本計画での取組
若者に関する課題	<p>○学校生活での悩み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成績が思い通りにならない」 ・「進学のこと心配」 ・「就職のこと心配」 <p>○将来不安に思うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「勉強」「進学」「就職」「収入・生活費」「社会情勢・不況」「仕事」「家族の生活」など <p>○若者のために必要な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お金の心配をすることなく学べるように支援する」 ・「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」 ・「自由に過ごせる場を増やす」 ・「悩みを相談できる場や機会を増やす」など 	<p>各論第1章 施策の展開</p> <p>5. こども・若者の自立と社会参加の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等教育の就学支援、高等教育の充実 (2) 就業環境の整備 (3) 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援 (4) 悩みや不安を抱える若者への相談体制整備
その他	<p>○居場所に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動ができる場所、自習ができる場所友だちと集まれる場所など <p>○職業体験・情報提供、同世代での交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な形での職業体験や情報提供、同じ世代の人たちとの交流 	<p>各論第1章 施策の展開</p> <p>3. こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 教育環境及び青少年健全育成の推進 <p>6. こども・若者を地域全体で支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てを支える地域環境の形成 (5) こどもの居場所づくり

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

みんなで応援 すくすく桂川っ子

～ 親と子、若者、すべての笑顔があふれるまち

“けいせん”～

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援に係る国の指針や、桂川町次世代育成支援対策行動計画の基本理念を踏まえ、第1期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承してきました。

今回「桂川町こども計画」を策定するにあたり、対象の年代に“若者”が加わることから、この年代を含む桂川町のこども・親、若者のすべての笑顔があふれるまちを目指し、基本理念を「みんなで応援 すくすく桂川っ子 ～親と子、若者、すべての笑顔があふれるまち “けいせん”～」としました。



2. 基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る

こども計画の策定の根拠法である「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神に則り、こども施策を総合的に推進していくことを目的としています。

桂川町こども計画においても、この趣旨に鑑み、こどもの権利を守る取組を進めていきます。

基本目標2 未来を担うこどもたちを健やかに育む

家族の形態やライフスタイルが多様化する中、親の孤立や家庭における教育力の低下が懸念されます。子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に、家庭教育力の向上を目指し、これに加え教育・保育等の適切な供給と利用を進め、未来を担うこどもたちを健やかに育む取組を進めます。

基本目標3 地域の見守りと気づきでこども・若者を守る

近年こどもや家庭を取り巻く社会環境の変化などから、様々な要因が複合的に関係することで生じる、ヤングケアラーやこどもの貧困等の問題が顕在化しており、これとあわせ、従来から問題となっているいじめや不登校についても、引き続き対応が必要となっています。

こうした問題に対し、様々な社会資源が相互に連携を図り、地域の見守りの中でこども・若者を守るための取組を進めます。

基本目標4 安全・安心な環境のもと、こども・若者の未来を支える

こどもが成長し、若者となり社会参加を進めていくうえでは、安全安心な環境が必要です。地域の中で犯罪等に巻き込まれることなく、安全を確保し、住みやすい環境のもとでこども・若者の未来を支える取組を進めます。

第2部 各論



第2部 各論

第1章 施策の展開

1. こどもの権利擁護

こども計画の策定の根拠法である「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神に則り、こども施策を総合的に推進していくことを目的としています。

「子どもの権利条約」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められたもので、18歳未満のこどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認め、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利について定めています。1989年に国連総会において採択され、日本では1990年に署名、1994年に批准を行いました。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

「子どもの権利条約」の4つの原則

差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

桂川町こども計画においても、この趣旨に鑑み「こどもの権利擁護」に向けた取組を進めていきます。

取組にあたっては、関係機関と連携し、こどもから大人までを含む全世代に対して、こどもの権利に関する教育や啓発・相談など具体的な活動を展開するとともに、人権の大切さを認識するための機会を提供する際の情報提供手段、媒体の検討や出前講座など、町民に身近な形で人権擁護の重要性を理解してもらうための機会を提供します。

また、妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援について、児童福祉機能と母子保健機能を活かして一体的支援を行います。

【具体的取組】

（１）こどもの権利に関する理解促進

取組	内容	所管
こどもの権利に関する周知啓発や理解醸成	○こどもに対して、その権利や権利擁護のための仕組みについて周知啓発を図るとともに、身近な存在である関係者・関係機関に対し、こどもの権利擁護に関する周知啓発や理解醸成に努めます。	学校教育課 （教務係） 子育て支援課 （子育て支援係）
人権出前講座	○おおむね 10 人以上の町民が実施する集会や団体に対し、人権問題について講師を派遣し、希望のテーマに沿って講座を開催する「人権出前講座」を実施します。	社会教育課 （隣保・人権同和 教育係）

（２）こどもの人権擁護

取組	内容	所管
こどもの人権に関する啓発	○こどもの人権に関して正しく理解してもらうための啓発を行います。 （こどもの人権をテーマにした人権講演会等）	社会教育課 （隣保・人権同和 教育係）
人権相談	○人権センターで、人権に関わる問題をはじめ、さまざまな相談に対応します（よろず相談）。	
こどもの権利擁護支援	○こどもの権利擁護について、こどもの自立を保障する観点から、妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの様々な場面における包括的・継続的な支援を、児童福祉機能と母子保健機能を活かして一体的に行います。	健康福祉課 （母子保健係）

2. こどもを健やかに産み育てるための支援体制の整備

こどもを健やかに産み育てるための支援体制については、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保が必要となります。

桂川町では令和6年4月に「こども家庭センター ひまわりの芽」を開設しました（総合福祉センターひまわりの里内）。こども家庭センターは、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口です。町内に居住する全ての妊産婦、こども、子育て世帯が対象で、妊娠期からこどもの自立までの子育てに関する不安や悩み、困りごとなどの相談を受けて、内容に応じた支援と一緒に考え、こどもの成長に応じ切れ目のない支援を行っていきます。

このほか、親の仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、こどもの健やかな成長を支える各種子育て支援サービスを充実させ、就学前の子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。これとともに、子育て世帯の経済的支援を行います。

【具体的取組】

（1）安心して妊娠、出産できる環境の整備

取組	内容	所管
伴走型相談支援 及び経済的支援	○妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び経済的支援を一体的に実施し、母子手帳発行時の面談、妊娠 8 か月面談、乳児家庭全戸訪問、ピヨピヨ教室など、継続した関わりの中で相談や情報提供が出来るようにします。産後ケア事業についても、事業所との連携や、支援内容の充実に努めます。	健康福祉課 (母子保健係)
子育て支援講座	○子育て支援講座において、保護者の交流及びリフレッシュの場・機会を提供するとともに、子育てに関する勉強会や講演会を通じ、地域での子育て支援を進めます。また、SNS 等を通じた情報発信を行う等、誰もが利用しやすい環境整備に努めます。	子育て支援課 (子育て支援係)

(2) 親子の健康の確保

取組	内容	所管
親子の健康相談	○乳幼児健診において、こどもの年齢に応じた発育・発達を確認し、必要があれば町の相談や医療との連携を行います。保護者についても、必要があれば相談窓口の紹介や受診勧奨を行います。また、母子手帳発行の際に「妊婦歯科健診受診券」を発行し、妊娠期からの口腔ケアの啓発を行います。	健康福祉課 (母子保健係)
子育て支援講座	○子育て支援講座を通じて、幼児期のこども及びその保護者等の基本的な生活習慣習得に係る取組を行います。	子育て支援課 (子育て支援係)

(3) 食育の推進

取組	内容	所管
健診等を通じた食育の推進	○3歳児健診の栄養相談では食物アレルギー・偏食・肥満等、食に関する内容が多様化しているため、それぞれの悩みに対応した個別栄養相談を実施します。 ○食は成長・発達のためだけでなく、家族間のコミュニケーションのためにも大切な時間であるということを、乳幼児健診等で保護者に伝えるなど、啓発に努めます。	健康福祉課 (母子保健係)
夏休み料理教室	○夏休み料理教室において、小中学生を対象に朝食メニューの調理実習を実施し、こどもたち自らが朝食を食べることを意識し、自分で朝食の準備ができるようになることを目的とした教室を開催します。	健康福祉課 (健康推進係)

(4) 子育て支援サービスの充実

取組	内容	所管
こども家庭センター	○こども家庭センターでは、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働し、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを切れ目なく、漏れなく実施している体制づくりを進めています。	健康福祉課 (母子保健係)
子育て支援センター	○こども家庭センターの開設に伴い、地域子育て支援拠点とより一層連携強化を行うとともに、育児や発達に悩みを抱える保護者に対し、必要な情報提供や助言を継続して実施します。	子育て支援課 (子育て支援係)
すくすく広場	○桂川町いきいきセンター桂寿苑内に、「すくすく広場」を開設し、子育ての悩みや不安などを、同じ子育てする仲間同士で話し合いのできる場として提供します。	社会福祉協議会
子育てガイドブックの作成	○子育てに関する情報や、各種子育て支援サービスをまとめた「子育てガイドブック」を作成し、子育て家庭等に配布します。妊娠から出産、幼児期の教育・保育、就学までの各種サービスや、手続きなど、こどもや子育てに関するさまざまな情報を一冊にまとめ、子育て中の保護者等への周知を図ります。	子育て支援課 (子育て支援係)

(5) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

取組	内容	所管
庁内での働き方の見直し	○町長及び管理職員は、職員が年次休暇や特別休暇を取得しやすい職場環境づくりへの働きかけを行い、また超過勤務の特に多い職員の状況を把握し、健康面における配慮を促し超過勤務の縮減に向け認識の徹底を図ります。	総務課 (人事係)



土師保育所

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

取組	内容	所管
庁内でのワーク・ライフ・バランスの促進	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、近隣市町と職員向けの合同研修を定期的実施することで、職員の意識形成に努めます。また、休暇制度を利用しやすい職場環境の整備を進めていきます。	総務課 (人事係)
イクボス宣言	○職員一人ひとりの多様なライフスタイルにあわせた働き方を応援するため、令和6年にイクボス宣言を行い、仕事と家庭の両立支援に努めています。	総務課 (人事係) 健康福祉課 (高齢者・女性係)

(7) 経済的負担の軽減

取組	内容	所管
就学に関する経済的支援	○町立小・中学校及び県立中学校・中等教育学校前期課程に就学する児童または生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、金銭による援助を行います。	学校教育課 (教務係)
	○令和7年度から町内に居住する大学生等が、通学に利用する交通機関の定期乗車券の購入に係る費用の一部に対し、補助を行います。	企画財政課 (企画広報係)
児童手当	○家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。今後も国の施策に沿って運用していきます。	住民課 (住民年金係)
医療に関する助成	○ひとり親家庭等医療については、県の公費医療費支給制度に基づき実施します。 ○子ども医療については、令和3年度から通院の対象を中学3年生までに拡充して実施しています。	保険環境課 (医療介護保険係)
ひとり親家庭への支援	○母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、都道府県等が行う母子家庭等の経済的支援等の施策などへ適切に繋がられるよう努めます。	子育て支援課 (子育て支援係)

(8) 相談体制、情報提供の充実

取組	内容	所管
ピヨピヨ教室、離乳食教室	<p>○こどもの成長の確認・子育てのポイント、健診・予防接種の受け方・育児相談などを行うピヨピヨ教室や離乳食教室を実施します。育児だけでなく、保護者の精神面へのフォローも行い、助産師や管理栄養士が、その時期に合わせた適切な情報を提供できる場とします。</p>	健康福祉課 (母子保健係)
子育て支援センター、保育所等による相談・情報提供	<p>○子育て支援センター「ひまわりのたね」において、身近な相談や情報の入手場所、保護者同士での交流場所や子育て支援講座を通じた保護者のリフレッシュ、ストレス発散の機会を提供します。今後はこども家庭センターと連携して、子育て等に関する相談体制を充実させ、地域の子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>○保育所等において、児童の心身の発達や、保護者からの相談に応じることのできる体制や保育士の質の向上が求められており、研修等を通じて、保育士等の質の向上に向けた支援を行います。また、安心してこどもを産み育てる環境整備のため、関係機関と連携し、情報共有及び相談支援体制の構築に努めます。</p>	子育て支援課 (子育て支援係) (保育所係)
こども家庭センター	<p>○こども家庭センターは、妊娠、出産、子育て全般に関する相談の総合窓口として、子育てに関する切れ目のない支援を提供します。</p>	健康福祉課 (母子保健係)

3. こどもと子育て家庭を支える保育・教育環境の整備

こどもと子育て家庭に対する支援として、保育・教育環境の整備は重要となります。本町では、2期にわたる「桂川町子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育に関する将来的な予測を踏まえ、適切にサービスが提供されるよう整備を進めてきました。今後も国の指針に基づき、ニーズに応じたサービス供給量の確保を進めていきます。また幼・保と小学校との連携を強化し、成長段階において切れ目のない支援を行っていきます。

就学児童に対しては、通常のカリキュラムのほかに、キャリア教育の推進とあわせて問題行動や非行の防止に向け、関係機関との連携強化や青少年健全育成事業、思春期の保健に関わる事業などに取り組んでいきます。

また、こどもの健全育成にあたり、家庭の教育力向上も課題となっています。家庭での教育に関わる支援とともに、子育て世代の親に向けて必要な情報提供や啓発事業に取り組みます。

【具体的取組】

(1) 保育サービスの充実

取組	内容	所管
新たな教育・保育事業への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○事業計画における量の見込みに対し、適切な需給計画を立て、多様な保育ニーズに対応していきます。 ○幼児教育の無償化に伴う新制度の周知や円滑な事業実施について、継続して各施設と連携して実施していきます。 ○乳児等通園支援事業については、令和8年度の本格実施に向けた検討を行い、適切にニーズに対応できるよう努めます。 	子育て支援課 (子育て支援係)
第2子以降保育料無償化の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度から3歳未満児で生計を同じくする同一の保護者によって養育されている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料無償化を実施します。 	

(2) 学童保育所（放課後児童クラブ）の充実

取組	内容	所管
学童保育所 （放課後児童クラブ）	<ul style="list-style-type: none"> ○現行事業の充実と併せ、施設及び設備の老朽化等への対応について、検討を行います。 ○家庭学習の定着を目的として、学習支援事業を実施します。 	子育て支援課 （子育て支援係） 社会福祉協議会 （一部事務委託）

(3) 就学前教育の振興

取組	内容	所管
預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日の長期休業日について、預かり保育を実施します。 	学校教育課 （教務係）
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園では小中学校との連携を進めており、今後は認定こども園の創設計画もあるため、町立であることの長所を活かしながら、幼保連携を強化し、小中学校教育を見据えての一貫したカリキュラムを作り上げていくことなどを検討します。 ○町内の就学前施設である、幼保の横の連携をとっていきます。 	学校教育課 （教務係）
	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校との接続・連携について、町内保育施設と小学校が協働して、5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラム編成を行います。 	子育て支援課 （子育て支援係）
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ○公立の土師保育所と桂川幼稚園を統合して認定こども園の建設を予定しており、小中学校の義務教育への一貫性を持った、小学校就学前における教育・保育及び保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行います。 	子育て支援課 （子育て支援係） 学校教育課 （教務係）



桂川小学校

(4) 教育環境及び青少年健全育成の推進

取組	内容	所管
学校間の連携による キャリア教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ○嘉穂総合高等学校の生徒と町内の小中学校生が、プログラミング学習、野菜の栽培、動物飼育を通して交流を行うことにより、キャリア教育の推進を実施します。 ○幼稚園では、中学生の職場体験や高校生、大学生の実習の受け入れを実施します。 	学校教育課 (教務係)
図書館での キャリア教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館では、中学生の職場体験や、高校生のインターンシップなどの受け入れを行い、キャリア教育の推進を支援します。 	社会教育課 (図書館係)
体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ○保育施設等での職場体験の受け入れを実施します。 ○地域子育て支援拠点と連携した、学生と乳幼児のふれあい体験の実施について検討します。 	子育て支援課 (子育て支援係) (保育所係)
桂川町 青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○桂川町青少年問題協議会では学校の長期休暇前に会議を開催し、学校の状況や児童・生徒の問題等の情報を共有することで、関係団体間の連携強化を図っています。 	社会教育課 (社会教育係)
青少年の非行防止	<ul style="list-style-type: none"> ○桂川町青少年補導員会において、青少年の非行防止のため、夜間補導や早朝補導を実施し、青少年の健全育成に努めます。 	
学校施設の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化や、少子化その他多様化する教育環境に対する課題を解決するため、学校再編を含めた教育環境の整備について、検討を進めます。 	学校教育課 (教務係) 建設事業課 (事業係)

(5) 家庭の教育力の向上

取組	内容	所管
ブックスタート事業	○家庭での読書環境の充実・支援のため、乳幼児健診（4か月、7か月、12か月、3歳）時に、読書ボランティアが読み聞かせを行ったのち、絵本を2冊プレゼントします。	社会教育課 (図書館係)
子育て中の親に向けた啓発	○子育て支援センターやこども家庭センターを通じ、子育てに関する相談や情報提供を行い、親として必要な知識の習得や啓発に努めます。 ○ピヨピヨ教室等親子で参加する教室を通じた親同士の交流により、知識や情報の共有につなげます。	健康福祉課 (母子保健係)

(6) 思春期の保健対策

取組	内容	所管
学校教育による保健対策	○学校の保健授業は、保健体育の時間及び学級活動の中で実施しており、性教育について、小学校では学期ごとに実施、中学校では全学年を対象に実施しています。また薬物に関しては、学級活動及び保健体育での授業に加えて薬剤師を招いての講演会を実施しています。さらに、保健体育の時間及び学級活動の中でも、エイズをはじめとする性感染症、タバコ、薬物が人体に及ぼす影響などを学習しています。	学校教育課 (教務係)



桂川中学校

4. 配慮を要する子ども・家庭への支援

近年、少子・高齢化の進行や社会環境の変化等をはじめとしてさまざまな要因が複合的に関わり合い、ひとり親家庭による経済的な問題や子どもの貧困、ヤングケアラー、虐待などといった家庭内の問題や、いじめ、不登校など学校に関わる問題、または障がいのある子どもなど、日常生活に対する支援が必要な子ども、配慮を要する子ども・家庭への対応が課題となっています。

本町においても、こうした問題に対応するための新たな取組を進めていきます。

【具体的取組】

(1) ヤングケアラーへの支援

取組	内容	所管
ヤングケアラーの把握・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における対策として、児童、生徒の日常の様子や服装等を常に観察し、気になる点があれば声かけを行い、必要に応じて家庭訪問を行います。 ○不登校の児童、生徒の自宅には家庭訪問を行い、家庭環境の把握に努めます。 ○桂川町子どもネットワーク会議に参加し、関係機関等との情報共有を行います。 	学校教育課 (教務係)
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校を始め、高齢者福祉、障がい福祉、介護、医療等に係る関係機関との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になる子ども・家庭があった場合の連絡先として相互の連絡窓口を明確にし、周知を図ります。 ○学校との連携を図り、把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント・支援の方針の決定や、支援方針に基づくサービス実施を介護・障がい等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーである子どもの立場に立った関係機関の調整・継続的マネジメントの実施等を行います。 ○桂川町子どもネットワーク会議の事務局として実態の把握、関係機関との情報共有を図ります。 	健康福祉課 (母子保健係)

(2) 児童虐待防止対策の充実

取組	内容	所管
児童虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健機能及び児童福祉機能の一体的運営を行う「こども家庭センター」を設置し、児童虐待防止対策の充実に努めます。 ○要保護児童地域対策協議会の運営については「桂川町子どもネットワーク会議」を開催し、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護・要支援児童の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援の充実に向けて、関係機関等相互の連携や協力を図ります。また、サポートプランの作成や同プランに基づく具体的な支援を行うための調整機関としての役割も担っていきます。 ○特定妊婦の把握と支援・ヤングケアラー支援等について、支援の充実に図ります。 ○母子手帳の交付時に、特定妊婦を確実に把握する体制を整備し、特定妊婦の受理及び関係機関との調整、児童相談所との連携など必要な支援を実施するとともに、要保護児童地域対策協議会において、進行管理を行います。 ○出産後は、乳児家庭全戸訪問事業において全ての産婦に対し、エジンバラ産後うつ病質問票を採用し、育児手技だけでなく精神面での支援が適切なタイミングで行えるようにします。また、産婦健康診査事業において、産婦の状態を医療機関等と共有し、切れ目のない支援の充実に図ります。 	健康福祉課 (母子保健係)

(3) ひとり親家庭等の自立支援

取組	内容	所管
児童扶養手当	○児童扶養手当は、国・県の施策に沿って運用を行います。また、ハローワークやひとり親サポートセンター等と連携し、就労支援の制度周知、養育費の確保等、ひとり親家庭の相談機会の確保を行います。	住民課 (住民年金係)
相談支援体制	○ひとり親家庭への自立支援について、県や関係機関が行う事業へ適切に繋がるよう、相談窓口を設けるとともに、県及び関係機関と連携した相談支援体制の構築に努めます。	子育て支援課 (子育て支援係)
保育所入所	○保育所入所に関しては、就労支援という形で、利用調整の際に「ひとり親家庭」が優先される指数となっており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ事業を実施します。	

(4) こどもの貧困対策

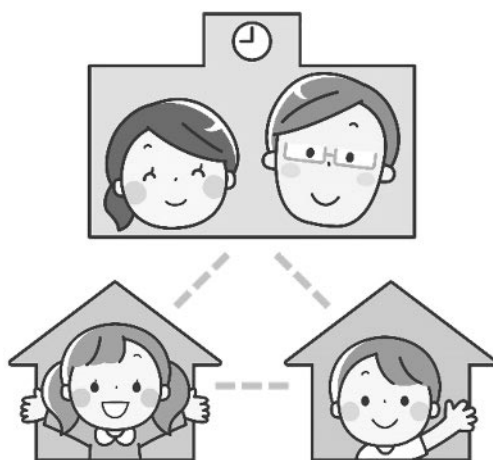
取組	内容	所管
地域のこどもの生活支援強化	○多様かつ複合的に困難を抱えるこどもたちに対し、地域にある様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、地域のこどもたちへの支援体制を強化します。	子育て支援課 (子育て支援係)

(5) いじめ防止

取組	内容	所管
学校でのいじめ防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校において「学校いじめ防止基本方針」を定めており、「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの防止、いじめの未然防止に努めます。 ○教職員に対する「いじめの定義」「報告体制」等の周知を行います。 ○児童、生徒に対する「いじめの定義」や「相談」についての周知を行います。 ○児童、生徒の表情や日常生活に不自然な点が無いかなどの観察を行います。 ○児童、生徒、保護者に対して「いじめアンケート」を実施します。 ○相談ポストを設置します。 ○「家庭用チェックリスト」「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組を実施します。 	学校教育課 (教務係)
こども家庭センターによる いじめ防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・教育委員会における対応のほかに、町長部局において、いじめ等に関する相談窓口等を設置し、県や関係機関と連携した取組を行います。 	子育て支援課 (子育て支援係)
	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターにおいて、いじめ問題を把握した場合は、警察、学校等関係機関と早期に情報共有を行い、連携・協力しながら必要な支援を行います。また、県が実施する「いじめレスキューセンター」との連携を図りながら、学校との調整役となります。 	健康福祉課 (母子保健係)

(6) 不登校への取組

取組	内容	所管
不登校を未然に防ぐ取組	○各学校において、欠席しがちであるなど気になる児童生徒について情報共有を行い、個別の支援を行うとともに、学校に来やすい環境づくりを行います。	学校教育課 (教務係)
相談体制の整備	○児童生徒の悩み等について適切に相談できる体制づくりを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と協力し、相談体制の充実を図ります。	
不登校になった児童生徒への支援	○小中学校において、最も信頼関係が深い教師を中心に支援をするマンツーマン方式での対応を行います。	
不登校等の悩みを抱える家庭への支援	○不登校等の悩みを抱える家庭の保護者に対し、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の創設について検討を進めるとともに、講演会等を開催し、事業の推進に努めます。	学校教育課 (教務係) 健康福祉課 (母子保健係) 子育て支援課 (子育て支援係)



(7) 障がいのあるこどもがいる家庭への支援

取組	内容	所管
障がいの早期発見	○障がい児については、健診時や保育所訪問等により、障がいを可能な限り早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携した支援体制の構築及び情報提供の充実を図ります。	
発達相談	○医師、臨床心理士、言語聴覚士による発達相談を実施しています。社会全体で温かく見守りながら住み慣れた地域で健全な育成を支えることができるよう、居宅介護、児童発達支援、放課後等児童デイサービス、短期入所等の多様なサービスを活用し、障がい児及びその家族に寄り添った支援を進めます。	健康福祉課 (母子保健係)
飯塚圏域障がい者 地域自立支援ネットワーク	○飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（こども部会）において、医療的ケア児に関する支援について、体制の整備に向けた協議を行っていきます。	健康福祉課 (福祉係)
保育施設や学童保育所 での障がい児受け入れ	○保育施設や学童保育所での障がい児受け入れについては、職員の加配、巡回相談及び研修会等を継続的に実施し、適切な対応や職員の資質向上に取り組むとともに、こどもたちが安全で安心して生活できる場を提供します。また、保育施設等における医療的ケア児に対する支援等についても、検討を行います。	子育て支援課 (子育て支援係) (保育所係)



5. こども・若者の自立と社会参加の支援

こども・若者が成長し、義務教育課程を経て高等教育への就学を希望したり、就労により社会的な自立を目指す際に、経済的な理由や家庭環境等の問題から困難な状況に置かれるケースも見受けられます。そのような場合に、就学に関する経済的な支援や就労に関する様々な条件整備、結婚を望む方への機会の提供などを支援していきます。

また、成長段階や就学、就労といったライフステージの変化に伴い、上記以外にも様々な困難や心配ごとが発生することも予想されます。そのようなときに、身近で気軽に相談の出来る相談体制の整備も求められます。

よって本町では、未来を担うこども・若者の学びや、社会的自立に向けた就業・結婚に対する支援を行うとともに、多岐にわたる悩みや、困りごとに対応できる相談体制の整備を進めていきます。

【具体的取組】

(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

取組	内容	所管
町による奨学金制度	○学業が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難となる者の支援を行うため、町独自の奨学金制度を令和7年度より実施します。	学校教育課 (教務係)

(2) 就業環境の整備

取組	内容	所管
情報提供	○就業者、就業希望者に対しては、ハローワーク及びスキルアップセミナー等のチラシを窓口等に配架することにより周知・啓発を図ります。	産業振興課 (商工統計係)
創業支援セミナー	○商工会と連携し、創業支援セミナーを開催し、新規創業者の創出に努めます。	

(3) 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援

取組	内容	所管
出会い・結婚応援事業	○結婚したい気持ちはあっても出会いの機会が少ない独身者に、出会いの場を提供するなど、結婚のきっかけづくりとして県が実施する「出会い・結婚応援事業」に参画します。	企画財政課 (企画広報係)
結婚新生活支援事業	○結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の購入費、家賃、引っ越し費用等）を支援します。	
桂川町移住定住奨励金等交付事業	○新たに新築住宅または中古住宅を取得し、定住意思ある町民に対して、住宅・土地に係る固定資産税相当額（上限10万）にあたる額面の金券及び特産品（2点）を寄贈します。	

(4) 悩みや不安を抱える若者への相談体制整備

取組	内容	所管
相談窓口の設置	○若年無業、ひきこもり、不登校等の社会生活を営む上で困難を有することも・若者の相談窓口を設けるとともに、必要に応じてアウトリーチ等を行い、社会資源の活用や、関係機関と連携した相談支援体制を構築します。	子育て支援課 (子育て支援係)



6. こども・若者を地域全体で支える環境づくり

こども・若者の健全な成長のためには、地域全体での見守り、支え合いのもと、安全・安心に生活していくことのできる環境整備が必要です。近年では通信環境の発達などにより、こどもや若者がインターネットなどを介した犯罪の被害者になるケースも多くみられます。また安全の視点からは、本町における交通安全に関する環境整備に係る課題なども指摘されています。

このほか国の指針にも示されている「こどもの居場所づくり」は、大きな課題となっています。本町においては、現状こども食堂への支援やアンビシャス広場の展開により居場所づくりに取り組んでいますが、将来的には親子、児童生徒、若者、高齢者など幅広く町民が集い、多くの住民がともに交流できる場所のあり方についても検討していきます。

【具体的取組】

(1) 子育てを支える地域環境の形成

取組	内容	所管
子ども会活動への支援	○地域コミュニティの形成は子育て支援の面からも必要であり、今後も子ども会活動の継続に向けた支援を行います。	社会教育課 (社会教育係)
桂川「ひまわり」アンビシャス広場	○桂川「ひまわり」アンビシャス広場は、地域に定着した事業として継続して実施するとともに、今後は、若い世代の人材確保・育成に向けた支援を行っていきます。	
子育て支援「Wa-Wa」	○子育て支援「Wa-Wa」では、託児ボランティア養成講座の受講生が中心となり、いきいきセンター桂寿苑（すくすく広場）でリフレッシュ事業を実施します。	社会福祉協議会
こどもまんなか宣言	○嘉飯圏域の2市1町共同で、「こどもはこのまちの未来だ！」宣言を行い、各市町が策定する「こども計画」にこどもや若者の意見を取り入れるとともに、町においても、イクボス宣言など職場における子育て中の職員が働きやすい環境整備に努めます。	子育て支援課 (子育て支援係)

(2) こどもの安全の確保

取組	内容	所管
地域と学校、警察等の関係機関・団体の連携	○こどもを交通事故から守るため、地域と学校、警察等の関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取組を強化します。また、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけるため、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の充実、交通安全ポスターコンクールの実施を通して、こどもたちの交通安全意識の向上に努めます。	総務課 (庶務係)
	○各小学校・幼稚園では、飯塚警察署を招いて交通指導教室・防犯教室を定期的を開催します。 ○中学校では、自転車に道路交通法が適応されることに伴う交通ルール順守の徹底を行います。また、運転時のヘルメット着用の努力義務に関する指導等に加え、自転車損害賠償保険等への加入義務についての指導も行います。	学校教育課 (教務係)

(3) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

取組	内容	所管
「生き生き桂川っ子」 総合推進協議会	○桂川町学校支援地域本部を設置し、保護者、地域住民、関係諸団体が協力し、地域全体で児童、生徒、学校等を支援する活動を行います。	学校教育課 (教務係)
「子ども 110 番の家」等	○防犯対策について、「子ども 110 番の家」や、交通安全対策としての「交通安全指導」「交通安全啓発活動」等に取り組みます。	総務課 (庶務係) 社会教育課 (社会教育係)
地域全体での見守り	○登下校時におけるこどもの安全の確保、こどもを犯罪等から守るための地域におけるあいさつ・声かけ運動や地域の防犯パトロール等の防犯活動、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを継続し、地域全体で見守る体制づくりを推進します。	

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

取組	内容	所管
児童遊園の管理	○毎年1回以上実施している、担当者による児童遊園安全点検と合わせて、定期的（数年ごと）に専門業者による点検実施を行い、安心して遊べる児童遊園の維持管理に努めます。	建設事業課 （管財契約係） 健康福祉課 （福祉係）
歩道の設置	○歩道の未設置区間については、桂川町通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所を、優先的に整備します。	建設事業課 （事業係）

(5) こどもの居場所づくり

取組	内容	所管
こども食堂への支援と新たな居場所の創設	○既存のこども食堂への支援を行うとともに、多様なニーズへ対応するため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めます。また、関係各所で実施している居場所づくりの一本化について検討していきます。	子育て支援課 （子育て支援係）
けいせん夢・人・未来塾 桂川「ひまわり」アンビシャス広場	○けいせん夢・人・未来塾、桂川「ひまわり」アンビシャス広場で、学校・地域の方々と連携し、放課後のこどもの見守りや居場所づくりのために各種体験教室を実施します。	社会教育課 （社会教育係）
児童館等の整備	○町域全般にわたる子育て環境充実の観点から、現在、町内に点在している子育て支援拠点やこどもの居場所を集約し、児童館等の新たな拠点の新設について検討を進めます。その際、障がいの有無や年齢・性別などに関わらず、皆が分け隔てなく遊ぶことのできるよう整備することや、子育て支援センターの併設、さらに、こどもが遊べる屋内施設を希望する町民の声が多く寄せられていることを踏まえ、遊休地等を利活用した屋内遊び場等の整備について検討します。	子育て支援課 （子育て支援係） 学校教育課 （教務係） 健康福祉課 （母子保健係）
こどもの居場所づくりの推進	○こどもの居場所づくりやこども・若者に係る支援体制の構築については、民間活力の活用が重要です。特にNPO法人等の協力については、事業を推進していく上で必要不可欠であり、町内におけるNPO法人等の把握や関係構築について推進していきます。	子育て支援課 （子育て支援係） 健康福祉課 （母子保健係）

第2章 子ども・子育て支援事業に関する事業量見込みと

確保の方策

(子ども・子育て支援事業計画)

1. 教育・保育提供区域の設定及び認定区分について

(1) 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域」(以下「教育・保育提供区域」)を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者やこどもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者やこどもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本町では「町全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があるため、この点を踏まえ基本的には「町全体」を提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業(学童保育所(放課後児童クラブ))については、**基本は「小学校区」**とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

	事業区分	区域設定	考え方
1	利用者支援事業	町全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、町内全域とする。
2	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
3	妊婦健康診査(桂川町妊婦健康診査)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
4	乳児家庭全戸訪問事業 (桂川町乳児家庭全戸訪問事業)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
5	養育支援訪問事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (桂川町子どもネットワーク会議)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
7	子育て短期支援事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
8	ファミリー・サポート・センター事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
9	一時預かり事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
10	延長保育事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
11	病児保育事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
12	放課後児童健全育成事業 (桂川町学童保育所)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
13	妊婦等包括相談支援事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
14	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
15	産後ケア事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
16	子育て世帯訪問支援事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
17	児童育成支援拠点事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
18	親子関係形成支援事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
19	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
20	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

(2) 認定区分

教育・保育給付認定の区分については、以下のとおりです。

認定区分	対象児童 年齢
1号認定(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳
2号認定①(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳
2号認定②(認定こども園及び保育所) <共働き家庭>	3~5歳
3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育事業) <共働き家庭>	0~2歳

2. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

需要量については、教育保育提供区域ごとに、計画期間における量の見込みについて、ニーズ調査結果をもとに、桂川町に居住するこどもの「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定しました。

また、その需要量見込みに対して、「特定教育・保育施設※1)、確認を受けない幼稚園※2)、特定地域型保育※3)、幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

令和7年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		17人	21人	214人	116人	20人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	114人	0人	202人	126人	41人
	確認を受けない幼稚園※2)	4人				
	特定地域型保育※3)				16人	1人
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		24人	0人		
	合計②	118人	24人	202人	142人	42人
②—①＝		101人	3人	▲12人	26人	22人

令和8年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		16人	20人	201人	117人	20人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	114人	0人	202人	126人	41人
	確認を受けない幼稚園※2)	4人				
	特定地域型保育※3)				16人	1人
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		24人	0人		
	合計②	118人	24人	202人	142人	42人
②—①＝		102人	4人	1人	25人	22人

令和9年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		15人	19人	186人	121人	20人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	114人	0人	202人	126人	41人
	確認を受けない幼稚園 ※2)	4人				
	特定地域型保育※3)				16人	1人
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		24人	0人		
	合計②	118人	24人	202人	142人	42人
②-①=		103人	5人	16人	21人	22人

令和10年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		14人	17人	173人	117人	20人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	114人	0人	202人	126人	41人
	確認を受けない幼稚園 ※2)	4人				
	特定地域型保育※3)				16人	1人
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		24人	0人		
	合計②	118人	24人	202人	142人	42人
②-①=		104人	7人	29人	25人	22人



桂川幼稚園

令和 11 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		14人	17人	172人	114人	20人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1)	114人	0人	202人	126人	41人
	確認を受けない幼稚園 ※2)	4人				
	特定地域型保育※3)				16人	1人
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		24人	0人		
	合計②	118人	24人	202人	142人	42人
②—①=		104人	7人	30人	28人	22人

※1) 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第27条）。

※2) 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園

※3) 小規模保育※1、家庭的保育、居宅訪問型保育※2、事業所内保育※3

※1 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）。

※2 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）。

※3 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業（法第7条）。



まめだ保育園

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、桂川町に居住するこどもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

（１）利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。

【量の見込みと確保方策】

健康福祉課、学校教育課、子育て支援課、社会福祉協議会が連携して相談業務等にあたります。

○基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①＝	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

○こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①＝	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

子育て支援を目的に、地域の身近な場所で、子育て中の保護者とこどもの交流・育児相談・援助・情報提供を行う事業。

■対象

0歳児～就学前の児童とその保護者

■単位

人日／月（月あたりの延べ利用者数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	450人日	450人日	450人日	450人日	450人日
②確保方策	500人日	500人日	500人日	500人日	500人日
②-①=	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日

(3) 妊婦健康診査（桂川町妊婦健康診査）

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

■対象

妊婦

■単位

人回／年（年間の延べ利用回数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,008人回	980人回	966人回	924人回	910人回
②確保方策	1,008人回	980人回	966人回	924人回	910人回
②-①=	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査補助券を配布し受診の奨励を継続して、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児に不安感を覚える母親等に対する支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（桂川町乳児家庭全戸訪問事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■対象

0歳児

■単位

人／年（年間の対象人数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72人	70人	69人	66人	65人
②確保方策	72人	70人	69人	66人	65人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■対象

養育支援が必要な家庭

■単位

人／年（年間の対象人数）

【量の見込みと確保方策】

人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	41人	41人	41人	41人	41人
②確保方策	41人	41人	41人	41人	41人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(桂川町子どもネットワーク会議)

【事業概要】

虐待を受けている子どもを始め支援対象児童等の早期発見や適切な保護を目的とし、関係機関等の情報共有及び適切な連携を図るため、実務者会議を3か月に1回実施するとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、支援対象児童等に対する支援内容の協議を行う事業。

■対象

支援対象児童等

■単位

開催回数/年(年間の実務者会議及び個別ケース検討会議)

【量の見込みと確保方策】

人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	34回	34回	34回	34回	34回
②確保方策	34回	34回	34回	34回	34回
②-①=	0回	0回	0回	0回	0回



(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。

■対象

以下の事由に該当する家庭のこどもまたは親子等

- 保護者の疾病、育児疲れ等、身体または精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 保護者の仕事の理由等により、養育環境に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により、緊急一時的に親子の保護が必要な場合

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

（ショートステイ：一定期間の預かり）

人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84人日	84人日	84人日	84人日	84人日
②確保方策	252人日	252人日	252人日	252人日	252人日
②－①＝	168人日	168人日	168人日	168人日	168人日

（トワイライトステイ：平日の夜間または休日の預かり）

人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	375人日	375人日	375人日	375人日	375人日
②－①＝	375人日	375人日	375人日	375人日	375人日



(8) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■対象

1年生～6年生

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

現在、本町では未実施です。ニーズ調査の結果からは、小学校低学年から高学年を通じた利用希望は2名のみであったため、今後も町内でのニーズ把握に努め、事業の実施について引き続き検討していきます。

(9) - 1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【事業概要】

1号認定を受け、認定こども園や幼稚園を希望するこども及び幼稚園を希望している2号認定のこどもを、通常の利用時間以外に必要なに応じ、または、恒常的に保育を行う事業。

■対象

3歳児～5歳児

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,494 人日	5,166 人日	4,777 人日	4,449 人日	4,428 人日
1号認定	72 人日	68 人日	63 人日	59 人日	58 人日
2号認定	5,422 人日	5,098 人日	4,714 人日	4,390 人日	4,370 人日
②確保方策	8,000 人日	8,000 人日	8,000 人日	8,000 人日	8,000 人日
②-①=	2,506 人日	2,834 人日	3,223 人日	3,551 人日	3,572 人日

(9) - 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

【事業概要】

教育・保育認定を受けないこどもを、保育所等で一時預かりする事業。

■対象

0歳児～5歳児

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②確保方策	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日
②-①=	380 人日	380 人日	380 人日	380 人日	380 人日

(10) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園や保育所等で保育を行う事業。

■対象

0歳児～5歳児

■単位

人／年（年間の利用実人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	26人	25人	24人	23人	22人
②確保方策	26人	25人	24人	23人	22人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

定員は9人ですが、必要時に見込み量への対応は可能です。

(11) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期のこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う事業。

■対象

0歳児～5歳児、1年生～6年生

■単位

人日／年（年間の延べ利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
②確保方策	240人日	240人日	240人日	240人日	240人日
②-①=	210人日	210人日	210人日	210人日	210人日

(12) 放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）

【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う事業。

■対象

1年生～6年生

■単位

人／年（年間の利用実人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	低学年	180人	176人	181人	179人	168人
	高学年	114人	111人	96人	90人	88人
②確保方策	270人	270人	270人	270人	270人	
②－①＝	▲24人	▲17人	▲7人	1人	14人	

関係機関と連携し、放課後、週末及び長期休暇期間等におけるこどもの安全・安心な居場所づくりを推進します。また、学年ごとの定員については弾力的に受け入れを行い、施設の老朽化等の環境整備のほか、人材確保等についても検討していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。

■対象

妊娠届出者

■単位

回／年（年間の延実施回数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	216回	210回	207回	198回	195回
②確保方策	216回	210回	207回	198回	195回
こども 家庭センター	216回	210回	207回	198回	195回
上記以外	0回	0回	0回	0回	0回
②－①＝	0回	0回	0回	0回	0回

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、満3歳未満の乳児または幼児（保育所に入所、その他の内閣府令で定める乳幼児を除く。）に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■対象

満3歳未満の乳児または幼児（保育所に入所、その他の内閣府令で定める乳幼児を除く。）

■単位

人日／年（年間の延利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
①量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保方策	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児					
①量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保方策	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児					
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②-①=	▲2人日	1人日	1人日	1人日	1人日



善来寺保育園

(15) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業。

■対象

出産後1年以内の母子

■単位

人日／年（年間の延利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21人日	21人日	21人日	21人日	21人日
②確保方策	96人日	96人日	96人日	96人日	96人日
②－①＝	75人日	75人日	75人日	75人日	75人日

(16) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

■対象

本事業の利用が望ましい世帯

■単位

人日／年（年間の延利用人数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	209人日	209人日	209人日	209人日	209人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	▲209人日	▲209人日	▲209人日	▲209人日	▲209人日

確保方策は現状0人日ですが、本町におけるニーズを踏まえ、今後体制の整備について検討します。

(17) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

■対象

本事業の利用が望ましい世帯

■単位

人（対象児童数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14人	15人	16人	16人	17人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②-①=	▲14人	▲15人	▲16人	▲16人	▲17人

確保方策は現状0人ですが、本町におけるニーズを踏まえ、今後体制の整備について検討します。



(18) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。

■対象

本事業の利用が望ましい世帯

■単位

人（対象児童数）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②-①=	▲1人	▲1人	▲1人	▲1人	▲1人

確保方策は現状0人ですが、本町におけるニーズを踏まえ、今後体制の整備について検討します。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設または特定子ども・子育て支援を受けた場合に、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国の指針等に基づき、副食の提供に要する費用の助成に取り組んでいます。今後も、支援の必要な世帯の把握を進め、適切な支援の実施に努めていきます。

(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業。

国の指針等に基づき、取り組んでいます。

第3章 計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の構築

(1) こども施策推進体制の構築

町や関係機関が実施する様々なこども施策に横串を指すことを目的とし、少子化対策、こどもの貧困及びこども・若者支援を含めた総合的なこども施策に関するワンストップ窓口を創設するとともに、こども家庭センターとの一体的な取組を推進します。

(2) 行政組織機構の再編成

町のこども・若者をとりまく様々な課題への的確な対応、迅速かつ確実な実施に向け、より効率的で機能的な執行体制（総がかり・連携）の確立を図るため、行政組織機構の再編成を検討します。

(3) 起債並びに国及び県補助事業の活用

町の事業推進については、できる限り、起債や国・県の補助事業を活用して、効率的な事業推進を図ります。

2. 関係機関との連携

こどもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある保育・教育を提供するために、就学前の教育・保育施設と小学校、学童保育所（放課後児童クラブ）等の関係機関との連携が不可欠です。

本町においては、保育所、幼稚園及び小学校と中学校で行っている情報交換等の連絡会を継続するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、実施主体間の連携の支援も推進します。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるように、近隣の市町と迅速に調整等を行うよう努めます。

さらに、円滑な事務の実施を含め、庁内関係部署間及び県との間においても、必要な情報を共有し相互に密接な連携を図ります。

3. 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「桂川町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、この結果に基づいた計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

4. 家庭・地域・事業者・行政の役割

家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭がこどもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭においては、家族を構成する一人ひとりがともに協力して子育てを進めることが大切であり、子育ての負担が大きく偏らないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、保護者はこどもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切にし、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

地域の役割

こどもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、こどもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、大きく成長します。

そのため地域は、すべてのこどもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが重要です。

事業者の役割

働くすべての人が、仕事時間と生活時間の調和がとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々が仕事と家庭の調和がとれる働き方が重要である等の認識を深めることが重要です。

行政の役割

行政は、子育て支援、若者への支援として保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境等多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部署の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

第3部 資料編



1. 子どもの権利条約（抄訳）

<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れさらられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくわからない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったりなど、国から守ってもらふことができます。</p> 

<p>第21条【養子縁組】</p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】</p> <p>自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】</p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第25条【施設に入っている子ども】</p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】</p> <p>子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条【教育の目的】</p> <p>教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】</p> <p>少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに良くない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】</p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】</p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第37条【拷問・死刑の禁止】</p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したくないほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】</p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】</p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

2. こども・若者の意見聴取の取組

「こども基本法」第3条及び第11条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会活動に参画する機会を確保し、こども施策を策定、実施、評価する際にこども・若者、当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

こども計画策定におけるこども・若者の意見聴取については、飯塚青年会議所と嘉飯圏域の2市1町（飯塚市・嘉麻市・桂川町）との連携による「ビジョナリーシティこども会議」の取組や、福岡県との連携による「嘉飯桂未来塾」の取組を通して、ワークショップ形式による意見聴取を行いました。

(1) ビジョナリーシティこども会議

「ビジョナリーシティこども会議」は、令和6年5月18日に飯塚青年会議所、嘉飯圏域の2市1町（飯塚市、嘉麻市、桂川町）の4者による「地域でこどもを育てスマイリーあふれるまち」の実現に向け連携協定を締結した「こどもはこのまちの未来だ！宣言」事業の取組の一環です。

こども会議は、小学校、中学校、高等学校などの会場において、ワークショップ形式で実施し、子どもたちの意見が出やすいようにコーディネーターが配慮しながら、とりまとめを行いました。

No.	開催日	開催場所	参加者数
1	令和6年4月17日	飯塚高校（飯塚市）	12名
2	令和6年4月30日	二瀬中学校（飯塚市）	7名
3	令和6年5月5日	こども会議（飯塚市）	2名
4	令和6年7月11日	庄内小学校（飯塚市）	8名
5	令和6年9月7日	土曜未来塾（嘉麻市）	29名
6	令和6年11月27日	桂川中学校（桂川町）	20名

● 連携締結式の様子 ●



連携協定書（本文）

一般社団法人飯塚青年会議所（以下、「飯塚 JC」という。）及び飯塚市、嘉麻市、桂川町（以下、「連携関係者」という。）は、「こどもはこのまちの未来だ！宣言」事業の実施に関して相互に連携及び協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、連携関係者が相互に連携及び協力し、飯塚 JC が策定した「飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町で取り組むまちの中期ビジョン～TRY・4・VISION～」に掲げるビジョンの1つ「地域でこどもを育てスマイリーあふれるまち」の実現に向けた活動「こどもはこのまちの未来だ！宣言」事業を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 連携関係者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）事業の周知に関する事
- （2）地域でこどもを育てスマイリーあふれるまちの実現に向けた活動に関する事
- （3）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

（守秘義務）

第3条 連携関係者は、本協定の締結及び実施において知り得た情報を本協定の目的以外で利用し、又は、漏えいしてはならない。ただし、事前に連携関係者が合意した目的又は用途等で利用する場合は、この限りではない。

2 連携関係者は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 連携関係者のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって他の連携関係者に申し出を行い、本協定を解約することができる。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は、本協定の内容に疑義等が生じたときには、その都度、連携関係者が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、連携関係者それぞれ署名の上、各1通を保有する。

○ビジョナリーシティこども会議で出た主な意見

No.1 飯塚高校



- 西鉄バスの本数を増やしてほしい。
- 公園にバスケとバレーコートがほしい。
- 電車の本数を増やしてほしい。
- 複合施設がほしい。
- 奨学金を増やしてほしい。

など

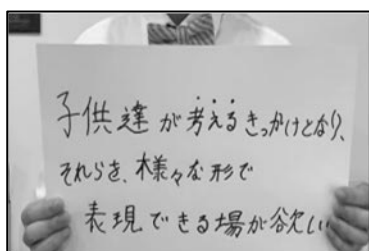
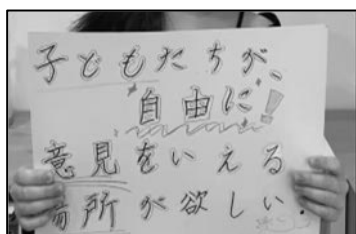
No.2 二瀬中学校



- 特別教室にエアコンがほしい。
- 公園がほしい。
- 遊園地がほしい。
- 市民ホールを作してほしい。

など

No.3 こども会議



- こどもたちが自由に意見を言える場所がほしい。
- こどもたちが考えるきっかけとなり、それらを様々な形で表現できる場所がほしい。

No. 4 庄内小学校



- 運動場に芝生がほしい。
- 大きな公園を造ってほしい。
- プールを造ってほしい。
- 黒板をホワイトボードにしてほしい。
- 歩道を造ってほしい。

など

No. 5 土曜未来塾



- バスの本数を増やしてほしい。
- アスレチック施設がほしい。
- 塾を無料にしてほしい。
- 駅がほしい。
- 娯楽施設を造ってほしい。

など

No. 6 桂川中学校



- 図書館にカフェを併設してほしい。
- 芝のグラウンドがほしい。
- ファミレスやイオンがほしい。
- 神社等の文化財を残してほしい。
- グラウンドや路肩に電灯がほしい。

など

(2) 嘉飯桂未来塾

「嘉飯桂未来塾」とは、福岡県と嘉飯圏域の2市1町で構成される実行委員会が実施する「嘉飯桂地域未来の地域リーダー養成事業」として実施しているもので、嘉飯桂地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町）の中学2年生を対象に、将来さまざまな分野でリーダーとして活躍する「人財の育成」を目的とした合宿型プログラムです。

本プログラムでは、多様な分野で活躍され地域にゆかりのある各界著名人等による講義やキャンパスツアー等の体験活動、他の中学校の生徒とのグループワークを通じて、志を高め合いながらリーダーとなるための心構えを学び、グループワークにおいて、自分たちの住む地域に対する意見をまとめました。

「新たな出会い、共に未来のリーダーへ」

嘉飯桂未来塾

志と意欲を持って嘉飯桂地域の未来について考えてみよう!

無料

日程

- 令和5年 08 24 ▶ 08 | 25
- 令和5年 09 07 ▶ 09 | 08
- 令和5年 09 21 ▶ 09 | 22

申込期間: 8月10日(水)～8月20日(日)

申込費: 10,000円(税込)

申込先: 嘉飯桂未来塾事務局 (TEL: 0946-20-11)

対象: 嘉飯桂圏域(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の中学校2年生

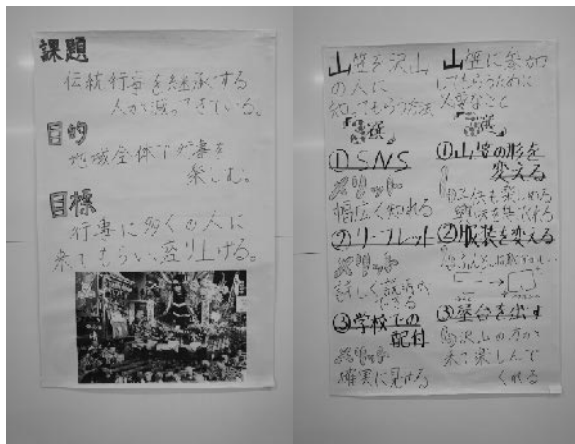
内容: 講演・体験活動・グループワーク

講師: 各界著名人等

主催: 嘉飯桂未来塾実行委員会



○嘉飯桂未来塾で出た主な意見

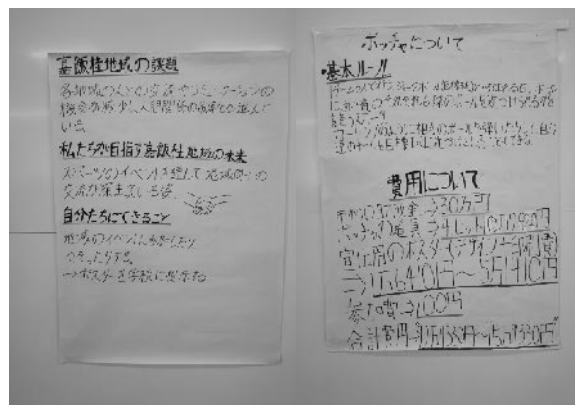


<課題>

- 人口減少に伴い、伝統行事に参加する人数が減っている。

<解決策>

- 行事を周知するために、SNS やリーフレットを活用。
- 屋台を多く出す。

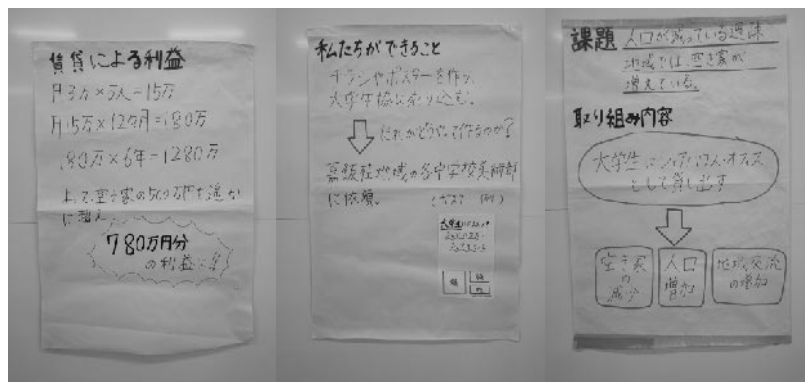


<課題>

- 各地域との交流の機会が減少していることにより、人間関係が希薄化している。

<解決策>

- 「ボッチャ」というスポーツのイベントを開催することで交流を深める。



<課題>

- 人口減少に伴い、過疎地域に空き家が増加している。

<解決策>

- 空き家を大学生にシェアハウスとして貸し出すことで、家賃収入を得ることができ、かつ空き家を減少させることができる。

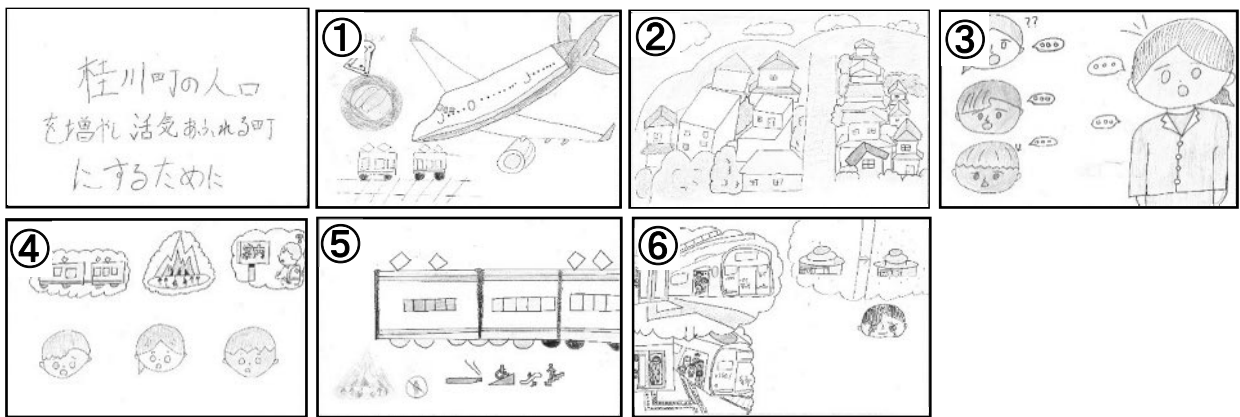
(3) 「桂川町の未来」学習報告会

桂川小学校では、「ふるさとを愛し未来を担う子どもの育成」を目指し、「ふるさと『けいせん』プロジェクト」のカリキュラムを実施しています。その中で6年生は、桂川町の未来について考える授業を行い、その学習報告会が体育館にて行われました。

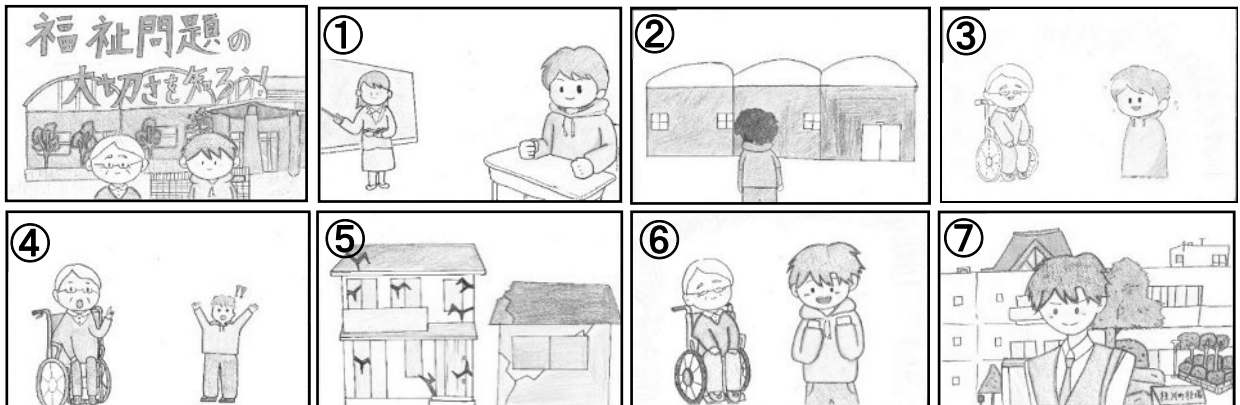
報告会では、ゴミ問題や高齢化、人口問題など、各テーマごとに紙芝居を用いて児童たちが発表を行いました。

● 地域の問題を考える紙芝居 ●

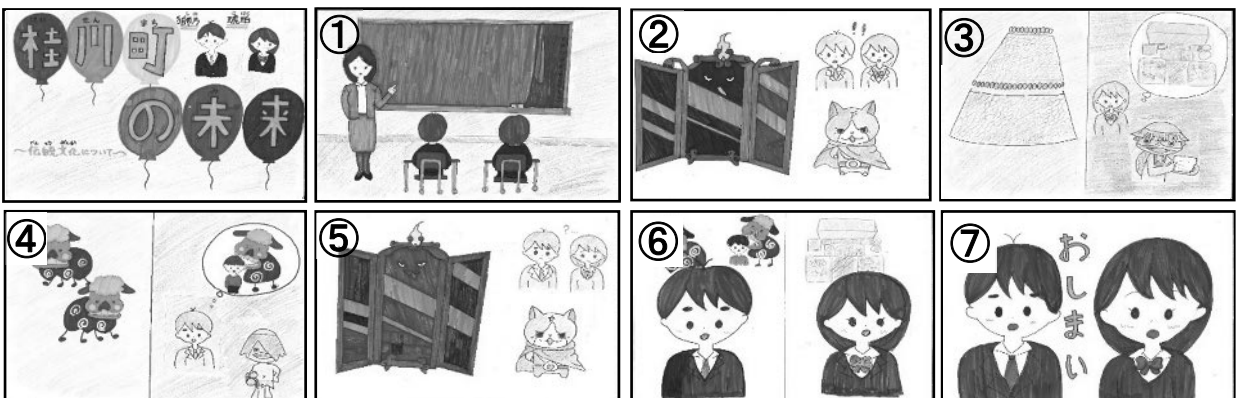
I. 人口問題



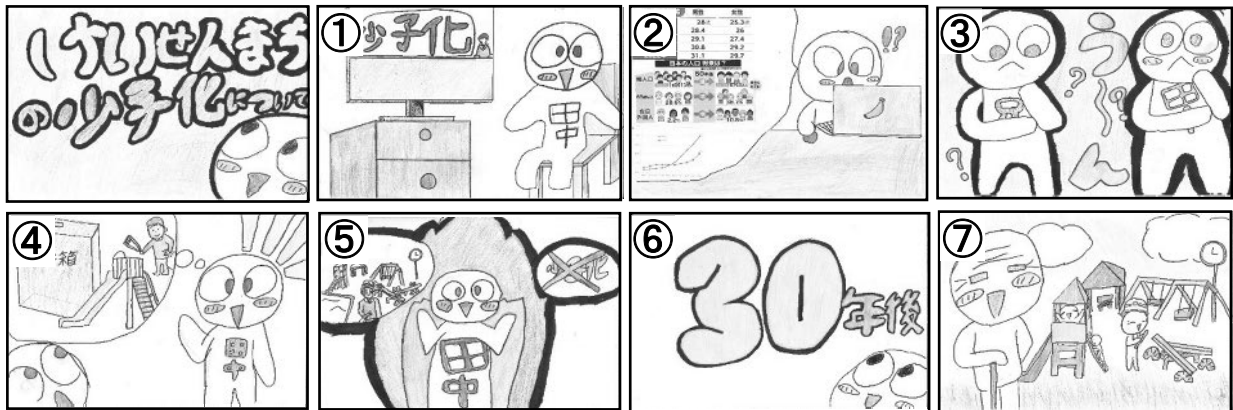
II. 福祉問題



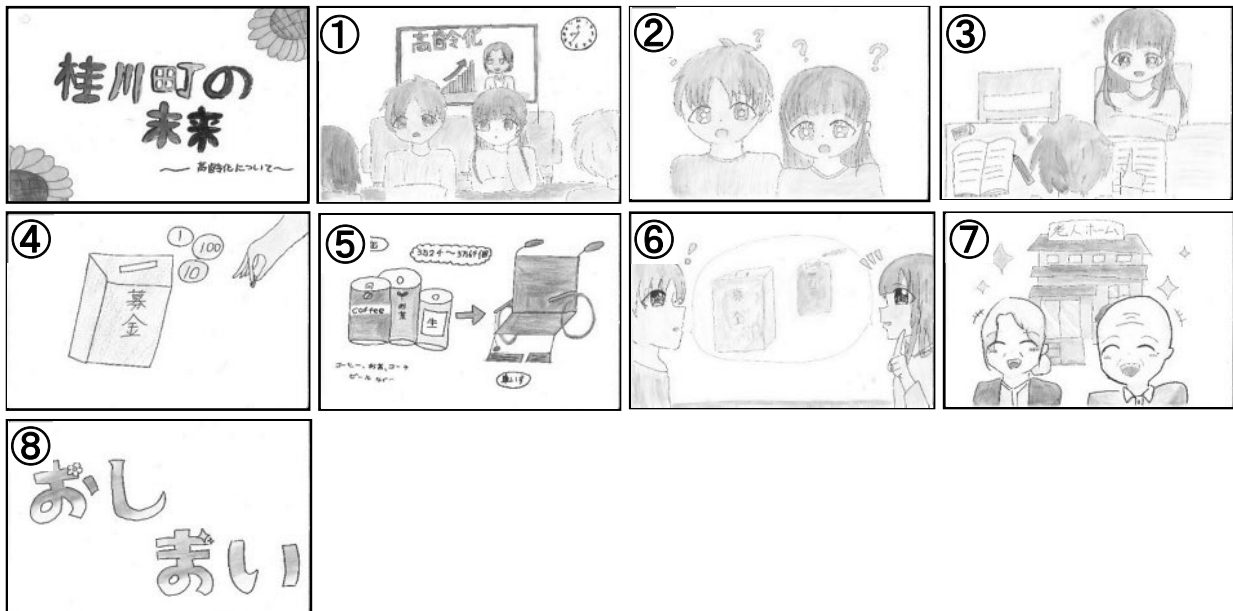
III. 伝統文化



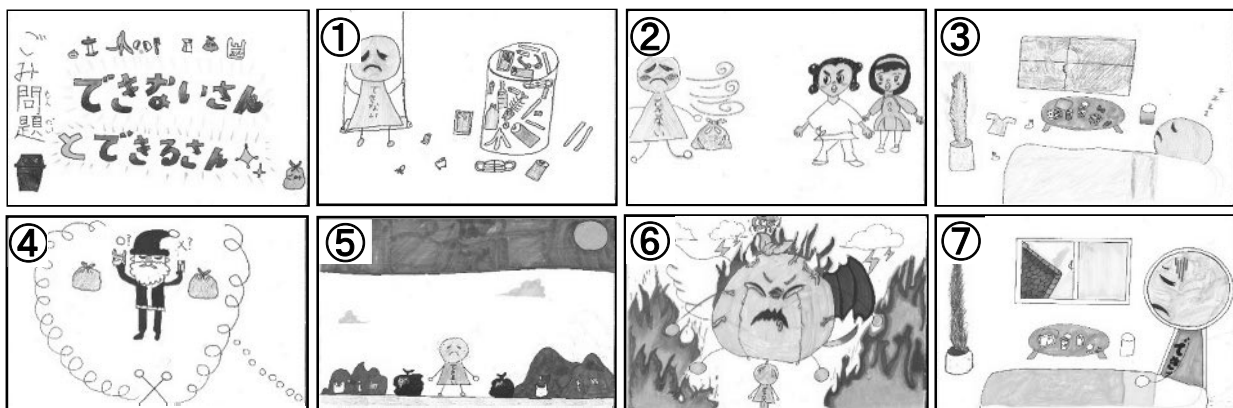
IV. 少子化問題



V. 高齢化問題



VI. ごみ問題



3. 計画策定の経緯

期 日	内 容
令和6年1月18日	令和5年度【第1回】子ども・子育て会議 ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の概要について ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・桂川町こども計画について
令和6年2月6日	令和5年度【第2回】子ども・子育て会議 ・桂川町こども計画策定に係る実態把握調査について
令和6年2月19日 ～3月15日	こども計画策定に係る実態把握調査
令和6年3月22日	令和5年度【第3回】子ども・子育て会議 ・令和6年度保育所等利用申込状況について ・桂川町こども計画策定に係る実態把握調査の速報値について ・家庭的保育事業等の認可について ・特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の設定について
令和6年6月20日	令和6年度【第1回】子ども・子育て会議 ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の概要について ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・桂川町こども計画策定について 「桂川町こども計画策定に係る実態把握調査【概要版】」 「桂川町こども計画策定に係る実態把握調査報告書」 ・桂川町こども計画策定に係るスケジュールについて
令和6年7月18日 ～8月23日	こども・若者座談会
令和6年8月20日	令和6年度【第2回】子ども・子育て会議 ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・桂川町こども計画骨子（案）について
令和6年10月25日	令和6年度【第3回】子ども・子育て会議 ・桂川町こども計画（案）の検討について
令和6年11月22日	令和6年度【第4回】子ども・子育て会議 ・桂川町こども計画（案）について
令和7年1月10日	令和6年度【第5回】子ども・子育て会議 ・第2期桂川町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・桂川町こども計画（案）について
令和7年2月26日	令和6年度【第6回】子ども・子育て会議 ・桂川町こども計画の策定について

4. 関連法令等

(1) こども基本法

(令和4年法律第77号)

最終改正 令和6年9月25日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的

責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業

務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣で

あつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成 24 年法律第 65 号）

最終改正 令和 6 年 10 月 1 日

第一章 総則

（市町村の責務等）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該

市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども

及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(平成 21 年法律第 71 号)

最終改正 令和 6 年 10 月 1 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの

貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費

受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 こどもの貧困の実態
- 二 こどもの貧困に関する指標
- 三 貧困の状況にある子ども及びその家族の支援の在り方
- 四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方
- 五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

(4) 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（平成 26 年法律第 64 号）

最終改正 令和 6 年 9 月 25 日

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・

若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町

村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための

援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(5) 桂川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、桂川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町子育て支援に関し、町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 桂川町議会
- (2) 桂川町社会福祉協議会
- (3) 教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成27年条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(任期)

2 平成27年10月1日以降に選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附則（令和5年条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5. 桂川町子ども・子育て会議委員名簿

選出機関等名	委員氏名	役職等
桂川町議会	柴田 正彦	文教厚生委員長
桂川町社会福祉協議会	井田 圭亮	福祉活動専門員
桂川町教育委員会	新宮 鈴香	教育委員
桂川町民生児童委員協議会	伊藤 加代子	主任児童委員
桂川町小中学校PTA連絡協議会	岡部 優美	桂川町PTA連絡協議会役員
土師保育所保護者会	梅原 志菜	土師保育所保護者会長
吉隈保育園保護者会	原中 彩香	吉隈保育園保護者会長
善来寺保育園保護者会	三宅 麻沙美	善来寺保育園保護者会
桂川幼稚園保護者会	渡邊 ゆきこ	桂川幼稚園保護者会長
土師保育所	大野 あかね	園長
吉隈保育園	深野 妃砂子	園長
善来寺保育園	溝口 治夫	副園長
まめだ保育園	細川 義朋	副園長
桂川幼稚園	城石 俊弘	園長
学識経験者	瓜生 郁義	

桂川町こども計画

発行年月日 令和7年3月
発行 福岡県 桂川町
編集 桂川町子育て支援課子育て支援係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地
電話 0948-65-0081 FAX 0948-65-0098
E-mail kosodate@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町